第三期

穴水町子ども・子育て支援事業計画

令和７（2025）年３月

石川県　穴水町

はじめに

本町では、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支える体制づくりや若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりを政策課題と捉え、保健、医療、福祉、教育をはじめとする幅広い分野で、総合的な支援に取り組んでまいりました。また、さらなる子育て支援の拡充を図るため令和5年4月より、保育料や給食費の無料化など様々な支援に取り組んでまいりました。しかしながら、令和6年1月1日の能登半島地震で保育施設や学校施設さらには、多くの穴水町民の居住など甚大なる被害を受け、子どもを取り巻く環境は大きく様変わりました。

こうした状況を踏まえ、復興計画のシンボルプロジェクトの一つ「魅力ある子育てと教育の環境づくりプロジェクト」との整合性を図りつつ、子どもたちの幸せと成長過程への支援に対する施策を推進していくため「第三期穴水町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

子どもは社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない存在です。子どもの健やかな成長は、子育て家庭の幸せにつながることはもとより、社会全体に元気と活力をもたらします。子どもたちが心豊かな自立した大人へと成長するため、家庭・地域・学校・事業者・行政など、社会全体で子育て家庭に寄り添い、子ども主体の視点を基本に子育て家庭を支えていくことが重要となります。また、基本理念である「とうちゃん・かあちゃん・じいちゃん・ばあちゃん　皆で育てる穴水大好きっ子」を引き継ぎ、また、実現に向け、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。

結びに、本計画策定に係るニーズ調査にご協力をいただきました保護者の皆様方をはじめ、本計画の策定にあたり大変貴重なご意見を賜りました「穴水町子育て支援会議」の委員の皆様方、また関係機関及び町民の皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、今後も計画の推進に向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

穴水町長　吉 村 光 輝

目　次

第1章　計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨……- 1 -
2 計画の位置づけ ……- 2 -
3 計画期間……- 2 -
4 計画の策定体制と町民意見の反映 ……- 3 -
5 県や近隣市町との連携 ……- 3 -

第2章　子ども・子育て支援の現状と課題

1 本町における人口動態等の現状……- 4 -
2 子育て支援事業の現状……- 13 -
3 復興計画策定に係るアンケート結果からみた現状 ……- 16 -
4 ニーズ調査結果からみた現状 ……- 17 -
5 第二期計画における施策の進捗評価 ……- 27 -
6 本町における課題の整理……- 28 -

第3章　計画の基本的な考え方

1 4つの基本的視点……- 29 -
2 基本理念……- 30 -
3 計画の基本目標 ……- 31 -
4 施策の体系図……- 34 -

第4章　施策の展開

基本目標1　全ての子どものための教育・保育環境の整備 ……- 35 -
基本目標2　地域における子育て支援……- 36 -
基本目標3　親子の健康の確保と増進 ……- 38 -
基本目標4　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備……- 39 -
基本目標5　子育てを支援する生活環境の整備……- 41 -
基本目標6　職業生活と家庭生活との両立の推進等……- 42 -
基本目標7　子ども等の安全の確保……- 43 -
基本目標8　要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進……- 44 -

第5章　子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域 ……- 45 -
2 ニーズ量推計の手順 ……- 45 -
3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の状況……- 46 -
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況 ……- 47 -

第6章　計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制……- 55 -
2 計画の周知 ……- 55 -
3 計画の評価と進行管理 ……- 55 -

資料編

1 穴水町子育て支援会議設置要綱 …… -56-
2 穴水町子育て支援会議委員名簿 …… -58-
3 計画策定経過…… -59-

第1章　計画策定にあたって

1　計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子化の進行や就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。そのような中、地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立の支援など、幅広い観点から次世代育成支援の充実を図るため、「次世代育成支援地域行動計画」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

更に、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育ての充実等を図るため、平成24（2012）年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27（2015）年度には「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。穴水町（以下、「本町」という。）では「穴水町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第一期計画」という。）を策定し、様々な取り組みを行ってきました。

令和2（2020）年度から6（2024）年度を計画期間とする第二期計画においては、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を見直した上で、「子育て支援会議」における議論を通して、本町における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、保育の受け皿の拡大と質の確保、及び提供体制の充実を盛り込みました。

第二期計画の最終年にあたる令和6（2024）年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に推進するため、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」等の施策の実施に必要な措置を講じるとともに、これらの給付等を支える財政基盤として子ども・子育て支援金制度が創設されました。

それらを踏まえ、第三期計画においては貧困家庭やヤングケアラーへの支援など、新たな課題への対応が求められています。一方、本町においては、令和6（2024）年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」の爪痕が未だ大きく残り、子どもたちの安心・安全な生活を取り戻すことが何よりの課題の一つでもあります。

今般策定する第三期計画（以下、「本計画」という。）においては、そうした現状を踏まえ、再度町内の状況を冷静に分析し、復興の視点を盛り込みながら、子どもたち自身の幸せと、成長過程への支援に対する施策を推進していくための計画とします。

2　計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、「第2期穴水町 まち・ひと・しごと 創生総合戦略」及び令和6年能登半島地震に関係して今年度定める「穴水町復興計画」を上位計画とし、関連する既存計画との整合性を図りながら推進していきます。

■他計画との連携

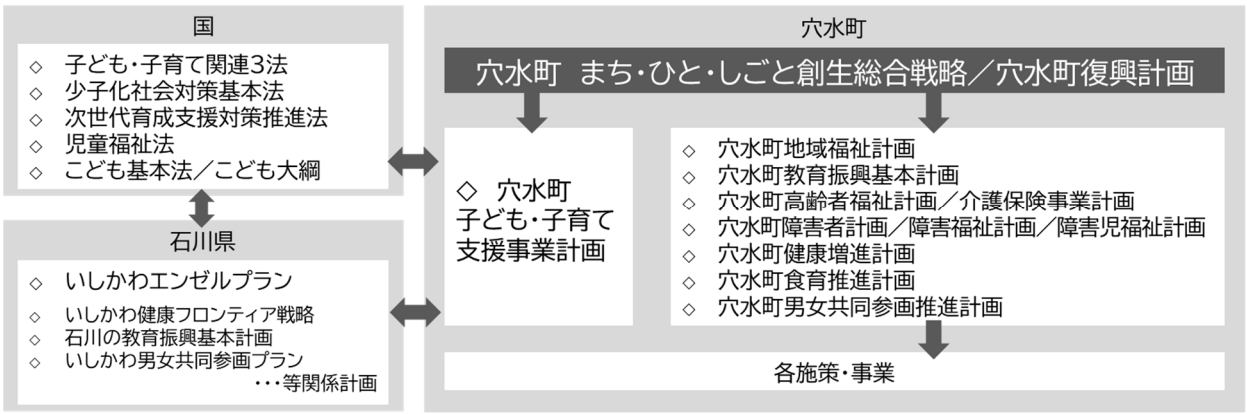

3　計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づき令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

■計画期間

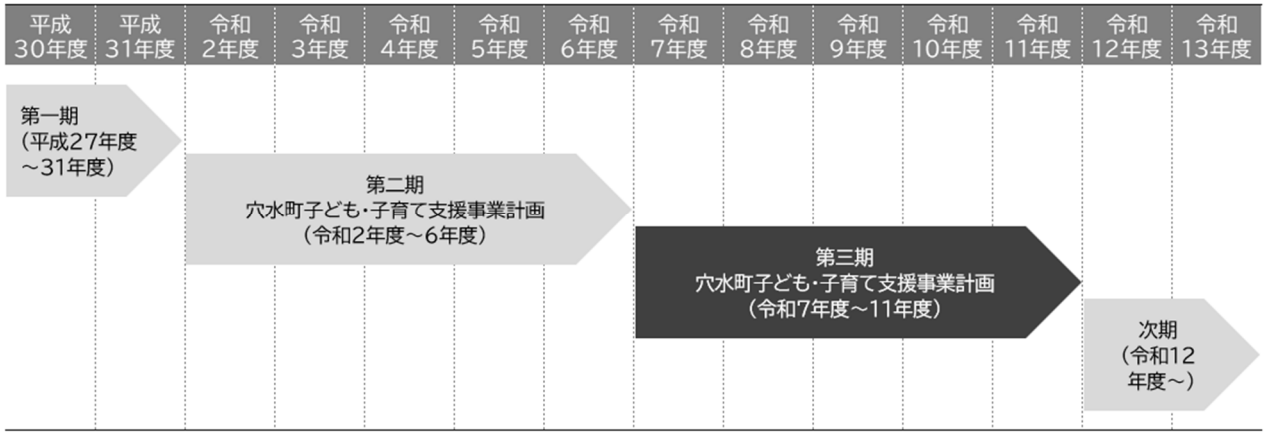

4　計画の策定体制と町民意見の反映

計画策定に向け、学職経験者や関係団体代表などから構成される「穴水町子育て支援会議」を設置し、子育て支援事業のあり方やニーズ量他、必要な項目について審議を行い、計画書に反映しています。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズを把握するため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を令和6（2024）年9月に実施し、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しています。また、町民からの計画に対する意見等を収集し計画書に反映するため、パブリックコメントを実施し、町民意見の反映に努めています。

5　県や近隣市町との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署及び県と協議・調整を行いながら連携し、町民のニーズへの対応を図りました。また、近隣市町間の連携に関しては、県が必要に応じ広域調整を行うことになっているため、恒常的な情報交換や支援を受けるなど、県の協力のもとで行います。

本町に在住する子育て中の保護者が、希望する子育て支援事業やサービスを利用できるよう、既存の地域資源の有効活用をはじめ、地域の実情に応じて市町域を超えたサービスの利用等、今後も近隣市町や教育・保育事業者等との連携と協働に努めます。

第2章　子ども・子育て支援の現状と課題

1　本町における人口動態等の現状

(1)人口動態

本町の人口は年々減少しており、令和6(2024)年4月1日現在で7,119人となっています。

■総人口の推移

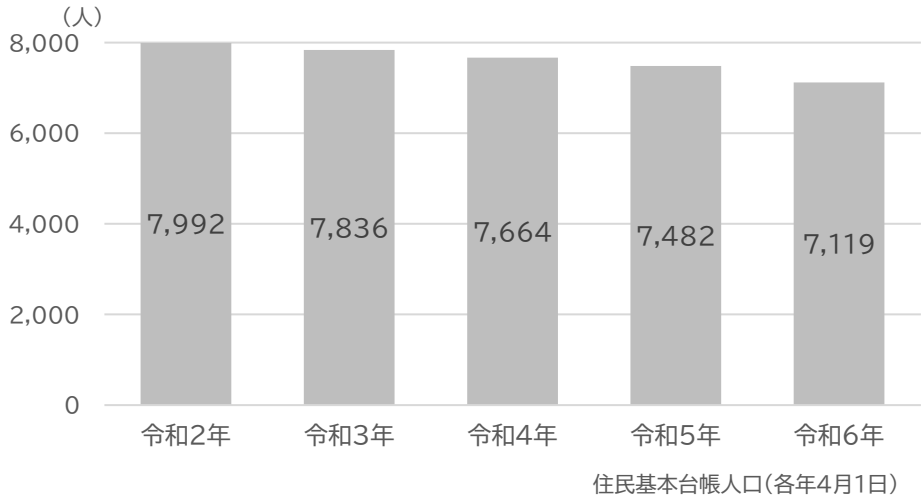

住民基本台帳人口(各年4月1日)

年齢別(3区分)人口割合の推移をみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)はともに低下しています。一方、老年人口(65歳以上)は上昇しており、まもなく5割を超えようとしています。

■年齢別(3区分)人口割合の推移

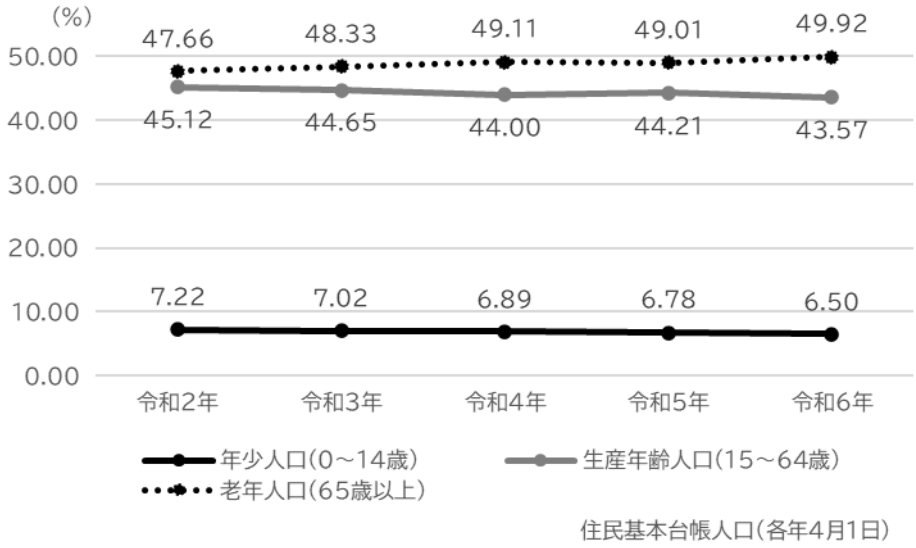

住民基本台帳人口(各年4月1日)

また、各年代区分について、令和2(2020)年の人口を1と置いた時、全ての区分で減少していることが分かります。

■3区分人口推移(令和2年を1としたとき)

3区分人口推移(令和2年を1としたとき)

各年4月1日

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	1.00	0.98	0.96	0.94	0.89
年少人口(0歳～14歳)	1.00	0.95	0.92	0.88	0.80
生産年齢人口(15～64歳)	1.00	0.97	0.94	0.92	0.86
老年人口(65歳以上)	1.00	0.99	0.99	0.96	0.93

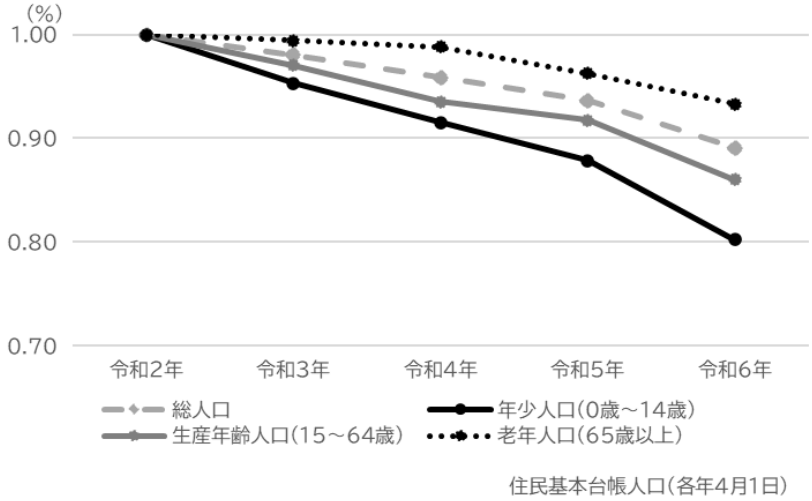

住民基本台帳人口(各年4月1日)

子ども人口(11歳以下)の推移と推計をみると、子ども人口は年々減少しており、令和2(2020)年4月1日で413人のところ、令和6(2024)年4月1日現在では351人と、約15%減少しています。

推計からは令和7(2025)年以降も減少が続くと見込まれ、令和11(2029)年には298人と、300人を割り込む予想となっています。

■子ども人口の推移と推計

単位:人

		実績					推計				
		R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
就学前児童	0歳	27	33	32	26	25	26	25	24	24	23
	1歳	32	27	35	34	23	25	26	25	24	24
	2歳	34	30	28	33	33	23	24	26	25	24
	3歳	34	38	28	27	31	33	22	24	25	25
	4歳	36	34	35	29	27	31	33	22	24	25
	5歳	31	37	36	33	25	26	30	31	22	23
小学生	6歳	24	30	34	35	30	24	25	28	30	20
	7歳	39	24	31	34	33	30	24	25	28	30
	8歳	42	40	24	30	31	32	29	23	24	28
	9歳	30	40	42	24	29	31	32	29	23	24
	10歳	40	29	41	42	23	29	30	32	29	23
	11歳	44	40	31	42	41	23	29	31	32	29

実績値:各年4月1日現在の住民基本台帳人口
推計はそれを利用した推計値

出生数及び出生率の推移をみると、出生数・出生率は近年ほぼ横ばいといったところですが、出生率は県全体の値を大きく下回っています。

とはいえ、県の値と比較しても、人口あたりの出生率の減少率が少ないのが特徴となっています。

■出生数及び出生率の推移

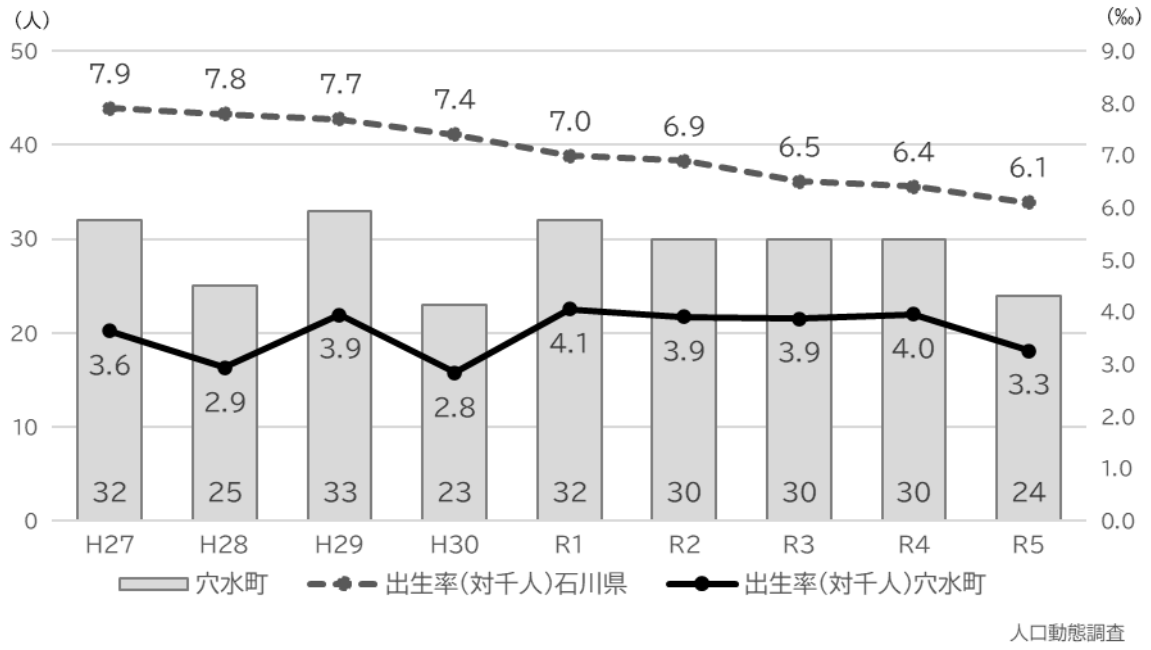

人口動態調査

小学校児童数の推移をみると、小学校児童数は年々減少しており、令和6(2024)年度には173人となっています。

■小学校児童数の推移

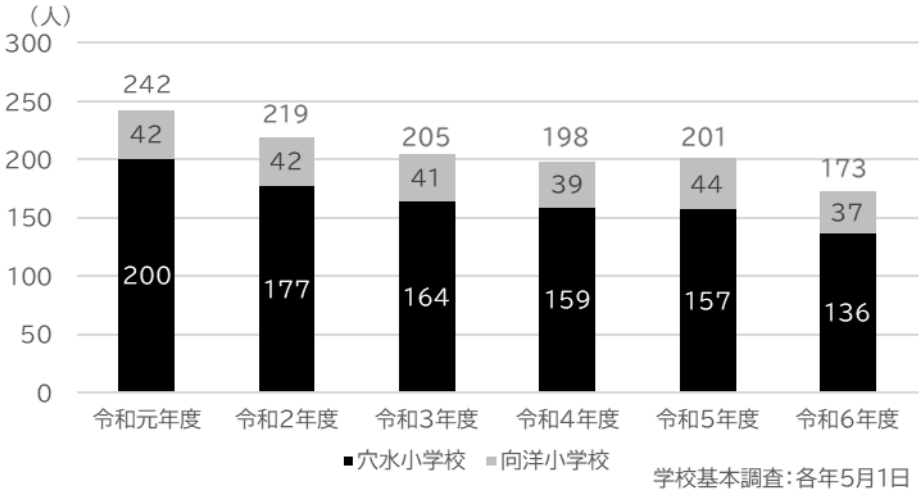

学校基本調査:各年5月1日

保育所入所児童数の推移をみると、令和2(2020)年度をピークに減少しています。

町内の保育所に入所する児童の割合そのものも減少しており、令和5年度には8割を下回っています。

■保育所入所児童数の推移

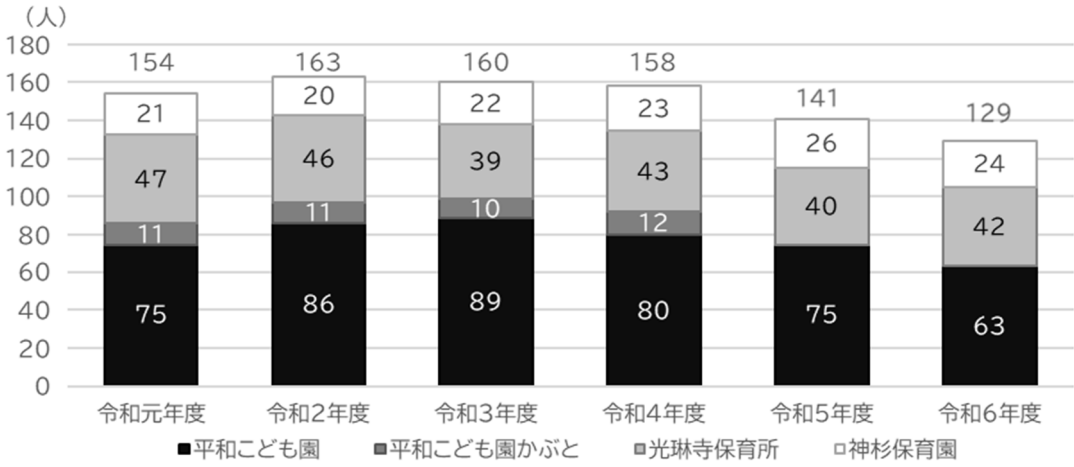

資料：子育て健康課　各年4月1日

■保育所入所率

各年4月1日

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
乳幼児人口(5歳以下)	194	199	194	182	164
保育所入所児童数(町内分)	163	160	158	141	129
保育所入所率(町内分)	84.02	80.40	81.44	77.47	78.66
保育所入所児童数(全体)	166	163	163	150	131
保育所入所率(全体)	85.57	81.91	84.02	82.42	79.88

※全体分には、管外委託保育(町外の保育所に通所すること)の児童を含む。

本町の婚姻率の推移をみると、平成27(2015)年、28(2016)年は2‰を下回っていましたが、その後概ね回復し、上下しながら推移しています。また、全国・県と比較して、低くなっています。

■婚姻率の推移

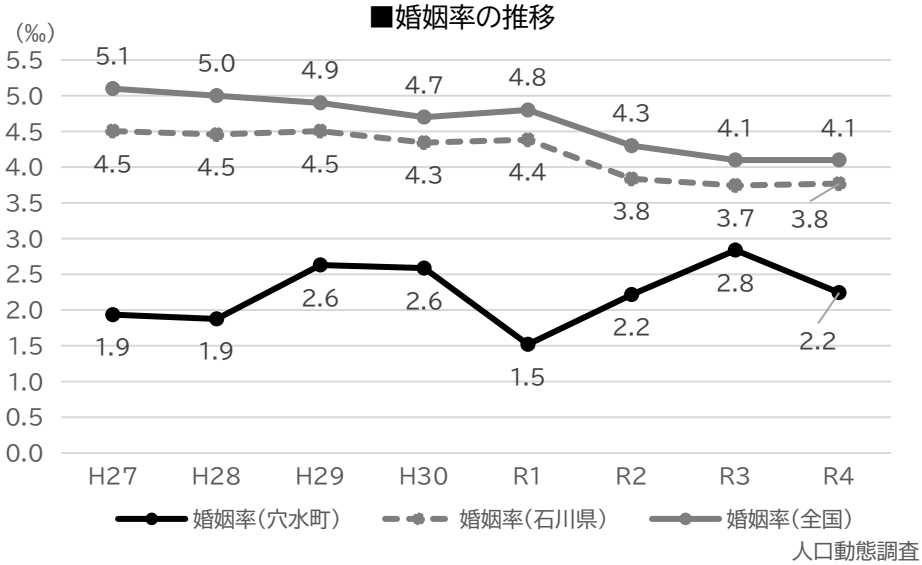

人口動態調査

離婚率は、近年、全国・県ともに低下傾向にあります。本町については概ね横ばいとなっていますが、全国・県と比較して低い数値に留まっています。

■離婚率の推移

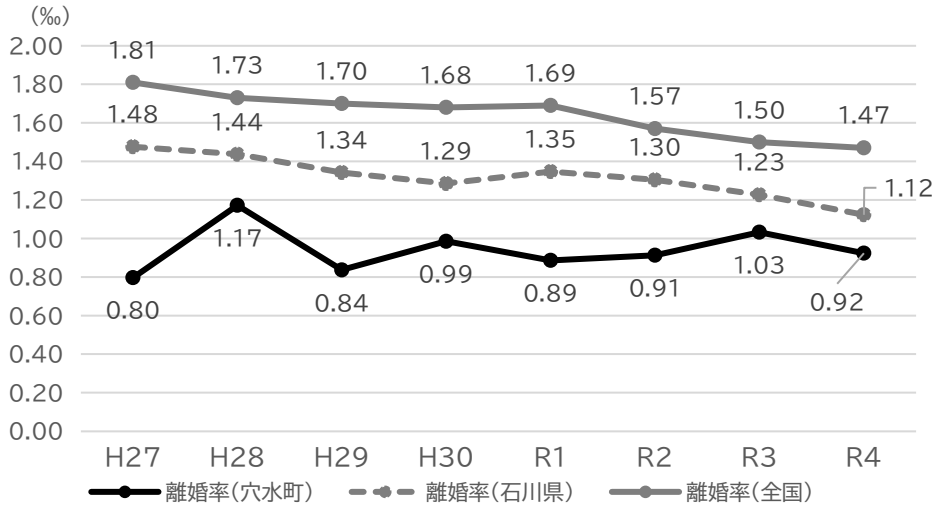

人口動態調査

(2)家族の状況

世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移をみると、世帯数は年々減少しており、令和2(2020)年は3,288世帯となっています。また、一世帯あたりの平均世帯人員も年々減少しています。

■世帯数及び平均世帯人員の推移

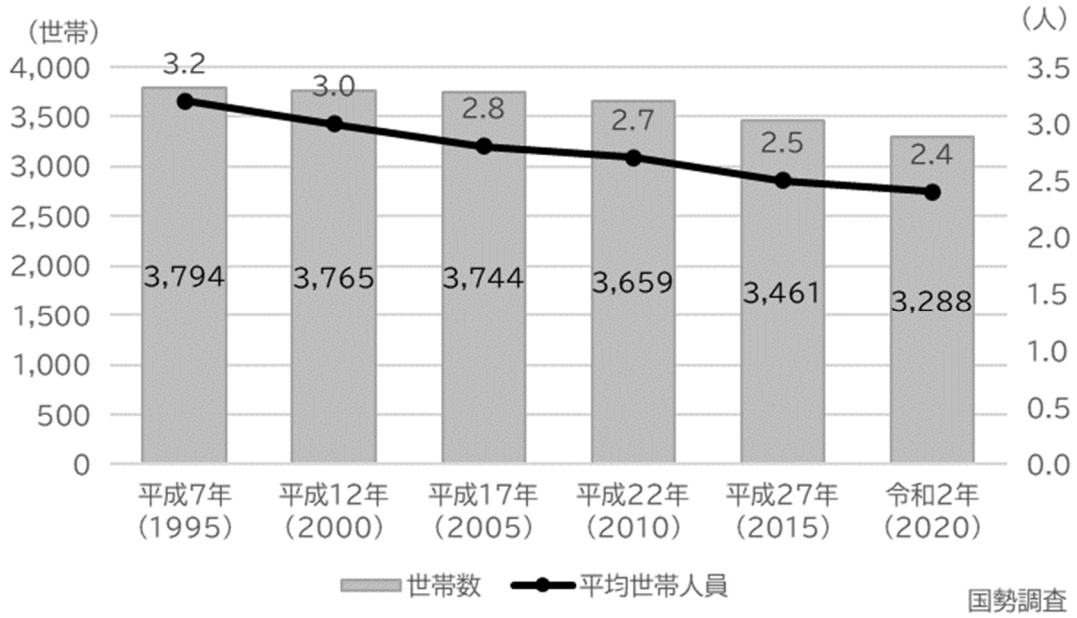

18歳未満の子どものいる世帯の家族構成の推移をみると、核家族世帯の割合は上昇を続けており、令和2(2020)年は63.1%となっています。しかし、三世代同居世帯の割合は比較的高く、県全体の概ね倍の値となっています。

■18歳未満の子どものいる世帯の家族構成の推移

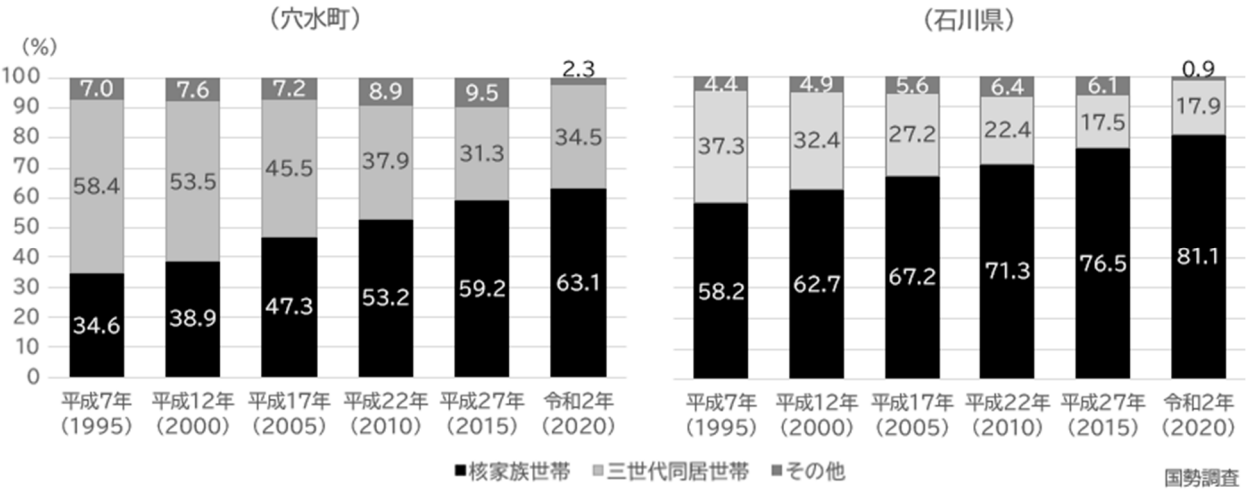

また、18歳未満の子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯数については、女親と子どもからなる世帯(母子世帯)は減少を続けていますが、男親と子どもからなる世帯(父子世帯)は横ばいとなっています。

県全体を見ると、母子世帯は平成22(2010)年、父子世帯は平成27(2015)年をピークに減少の傾向となっています。母子・父子世帯ともに、この平成22年もしくは27年をピークに世帯数の減少がみられるのは、全国的な傾向です。

■18歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移(穴水町)

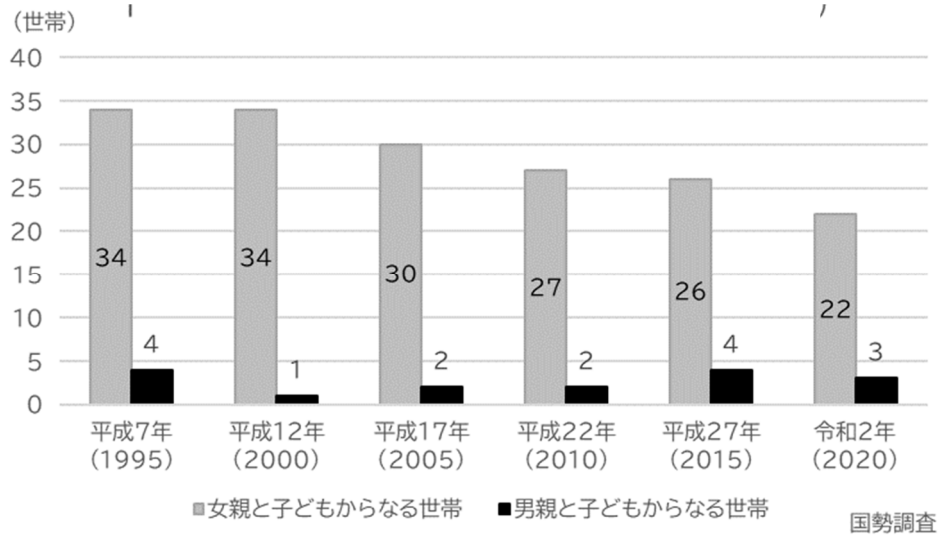

■18歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移(石川県)

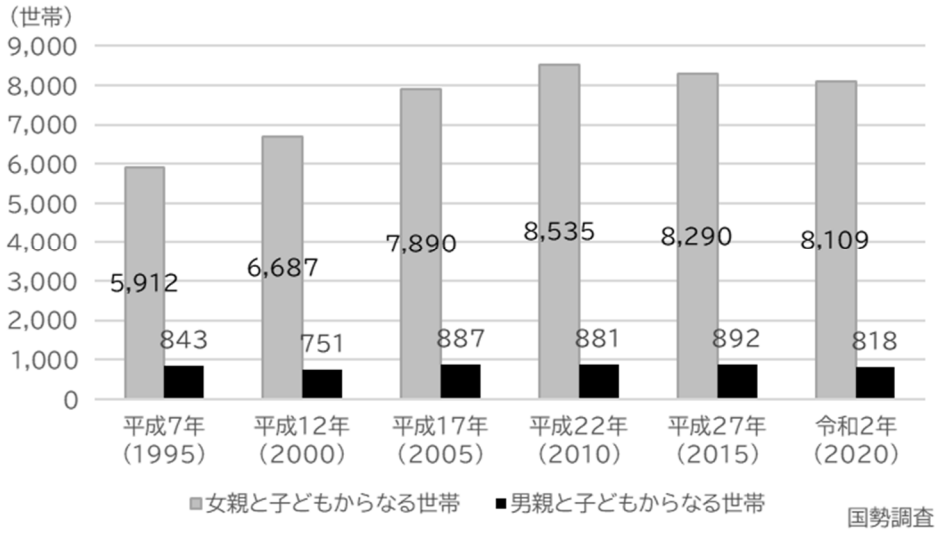

町内の未婚率を全国・県と比較してみると、男性の30代から50代にかけては高い水準にあり、未婚の人の割合が高いことが分かります。

一方、女性では、20代では低く、30から40代では高くなっていますが、15～49歳の平均では、全国や県の状況とほぼ変わりはありません。しかし、この状態は、現在若い女性の婚姻率が高まっている状態ではなく、婚姻によって定着していない若い女性が流出しているとみることもでき、今後も注視が必要です。

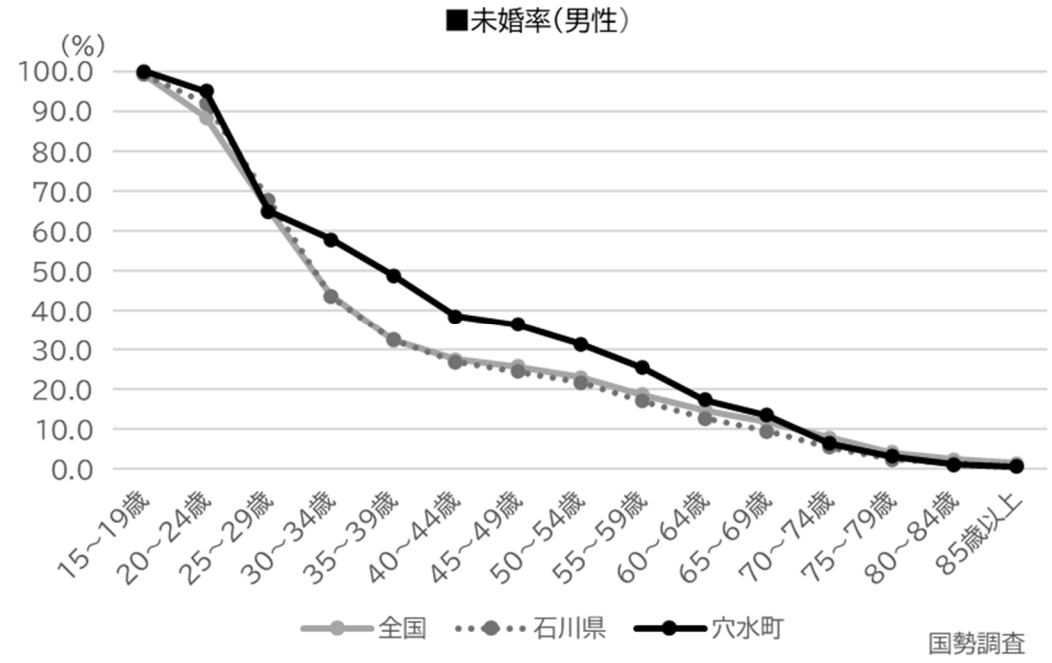

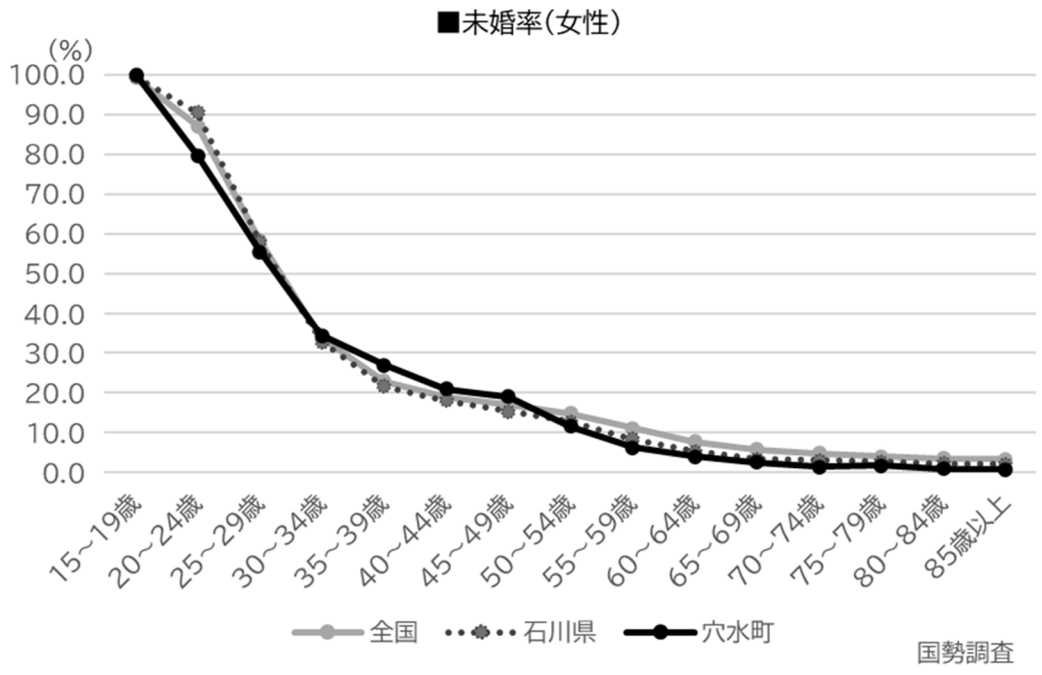

本町の年齢別の労働力率をみると、男性は全国・県よりやや低く、女性は高くなっています。

また、出産や子育てを機に30歳代の女性の値が低くなる、いわゆる「M字カーブ」は全国的に軽減されており、本町の同年代の女性においても同様に、大きな落ち込みは見られません。

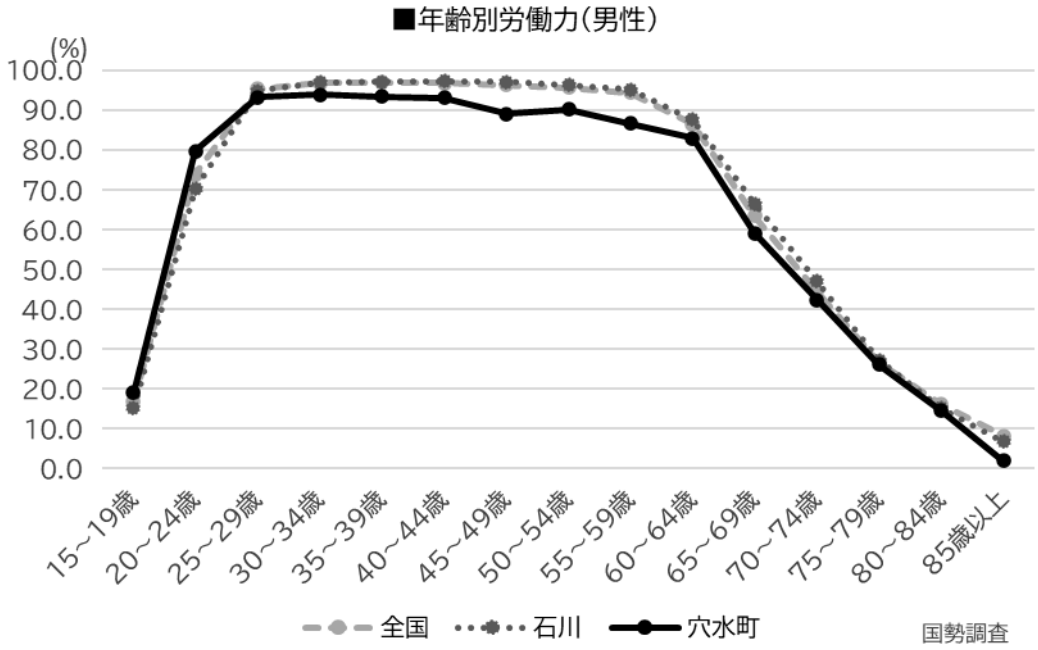

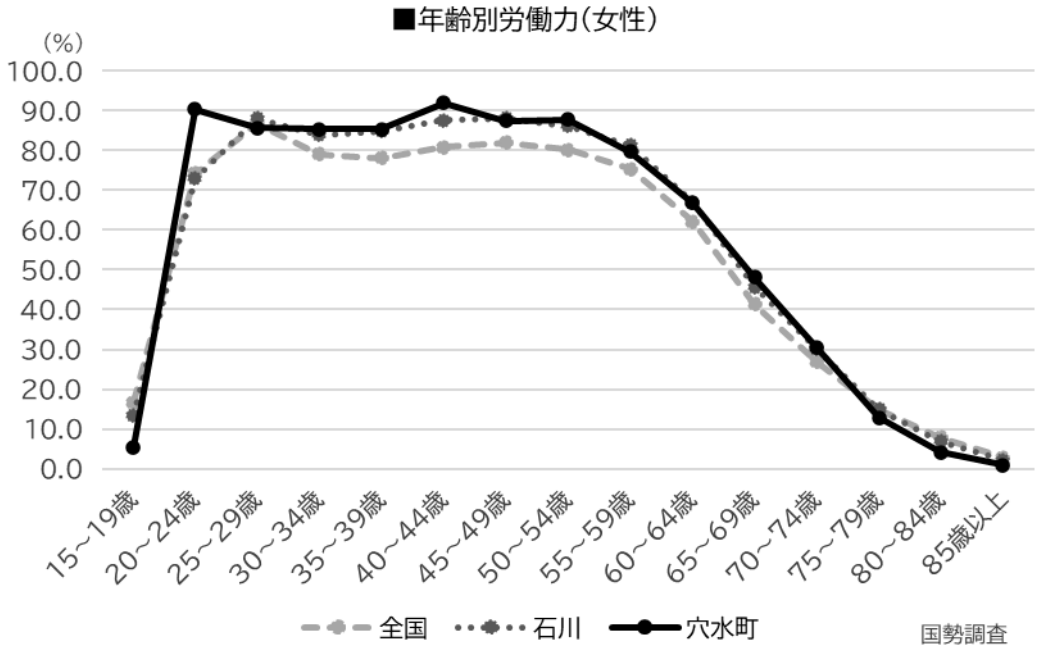

2 子育て支援事業の現状

町内の子育て支援事業の実施状況は次表のようになっています。

■保育施設での事業実施状況(令和6年度)

認定こども園保育所(園)名	定員(人)	事業実施状況							定員充足率(%)
		0歳児保育	1歳児保育	2歳児保育	障害児保育	休日保育	一時預かり	病後児保育	
平和こども園	75	●	●	●			●		84.0
認定こども園光琳寺保育所	45	●	●	●			●		93.3
神杉保育園	20	●	●	●					120.0

資料:子育て健康課

※●は、サービスを実施している保育施設(認定こども園・保育所)

■保育サービスの利用状況

単位:人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号	3~5歳 教育認定	2	1	3	1	1
2号	3~5歳 保育認定	99	106	95	87	79
3号	0歳	8	8	11	7	8
	1歳	28	24	31	29	18
	2歳	31	27	26	29	30
合計		168	166	166	153	136

■保育サービス(特別保育)の利用状況

単位:人(延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育事業	1,044	378	382	60
休日保育事業				
一時預かり事業				
病後児保育事業		2	14	9

※通常保育は、各年度4月1日現在の児童数を記載
※特別保育は、延べ利用人数を記載

■保育所定員の推移

各年4月1日

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
公立	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
私立	185	175	175	180	170	170	170	170	150	140
計	185	175	175	180	170	170	170	170	150	140

■保育施設入所児童数の推移

単位：人

				令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
管外委託	公立	0歳			1			1	1
		1歳			1	1		1	2
		2歳				1	1		1
		3歳						1	
		4歳				1			1
		5歳		1			2		1
		小計		1	2	3	3	3	6
	私立	0歳						1	
		1歳			1		2	2	1
		2歳				1		2	
		3歳	2号	1		1	1		
		4歳	2号	1	1		2	3	
		5歳	2号		1	1		1	
		小計		2	3	3	5	9	1
町内施設	私立	0歳		8	7	8	11	5	7
		1歳		28	26	23	29	26	15
		2歳		30	31	25	25	27	29
		3歳	1号	2	1	1		1	1
			2号	32	32	34	27	25	29
		4歳	1号	4	0		1		1
			2号	26	35	33	31	26	25
		5歳	1号	3	1		2		
			2号	21	30	36	32	31	23
		小計		154	163	160	158	141	130
合計				157	168	166	166	153	137

資料：子育て健康課（各年4月1日）

※公立は管外委託

■子育て支援センターの施設一覧(令和6年度)

名　称	開設年度	場　所
①　のびのびクラブ	平成8年 (1996)	鳳珠郡穴水町字川島タの2番地(平和こども園内)
②　子育てふれあいセンター	令和3年 (2021)	鳳珠郡穴水町字川島タの38番地(保健センター内)

■子育て支援センターの利用者数の推移

単位:人

①　のびのびクラブ	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
利用者数(延べ)	168	146	20	85	47

＊毎週木曜日開放

単位:人

②　子育てふれあいセンター	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
利用者数(延べ)	－	－	2,254	1,957	1,621

＊月曜日～金曜日及び第一日曜日、第三土曜日開放

■放課後児童クラブの利用者数の推移

単位:人

学年	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
小学１年生	21	12	22	21	28	20
小学２年生	18	30	10	23	18	25
小学３年生	9	22	29	11	18	15
小学４年生	7	6	17	19	5	14
小学５年生	6	5	5	3	5	2
小学６年生	1	0	1	1	1	3
低学年（１～３年生）	48	64	61	55	64	60
高学年（４～６年生）	14	11	23	23	11	19

資料:子育て健康課(各年度4月1日現在)

■ 児童館の施設一覧

令和2年度に、下記穴水町児童館の施設を閉館しました。

名　称	開設年度	場　所
穴水町児童館	平成2年 (1990)	鳳珠郡穴水町字大町ト3番地3 穴水町さわやか交流館プルート内

3　復興計画策定に係るアンケート結果からみた現状

（1）調査概要

本アンケートは、令和6年能登半島地震に係る復興計画策定のため、令和6（2024）年9月に町内の住民を対象に行ったアンケートです。

復興計画においては、4つのシンボルプロジェクトの一つに「魅力ある子育てと教育の環境づくりプロジェクト」を掲げるなど、本計画と関係する設問も含まれています。そのため、本計画の策定に係る個別のニーズ調査とともに、直近の住民意識調査として、内容を子ども・子育て支援についての町民の想いや現況を把握する資料の一つとして活用することが望ましいと考えられます。

（2）調査結果から想定されること

復興計画に係るアンケートでは、10歳ごとの年齢別集計を行っています。そのため30代を主たる子育て世代としてみると、世帯主アンケートにおいて25％が町外への移転を検討しており、他世代に比して、今後住み続けるために必要な要素（3択）として「子育て・教育環境の確保」を挙げた人が約8割に上っています。同様に個人を対象としたアンケートにおいても、今後どのようなまちをめざすべきか（3択）という問いにおいて、30代では「子育て・教育環境が充実したまち」が第1位となっています。

30代の未婚率を鑑みると、子どもの居る30代の世帯主のほとんどがこの項目を選択しているとも想定され、子どもを取り巻く環境を安定させることが何よりと考えていることが分かります。これは、安定した子育て環境が手に入らない場合は移転も検討せざるを得ないという選択肢を最も具体的に想定している世代であるともいえます。こうしたニーズの反映は、若年層の流出回避の観点からみても喫緊の課題の一つであり、本計画においてもしっかりと反映させていくことが重要です。

また、個人を対象としたアンケートでは、今後の子育て環境において必要な取り組みとして、「補助金などの金銭的支援」「子育てに配慮した職場環境づくり」「放課後などで過ごす場所の整備」が各世代で高くなっています。加えて、30代では「室内で遊ぶ場所の整備」が挙げられたほか、回答数が少ないとはいえ、児童生徒の世代に最も近い20代未満の回答者の3割が「塾や教室などの学習の機会」と回答していることも注目に値します。

その他、ワークショップで挙げられた意見なども踏まえながら、本計画策定のために実施した子育て世帯を対象としたニーズ調査の結果とも突合し、最終的な課題の整理に繋げます。

4　ニーズ調査結果からみた現状

(1)調査概要

① 調査の目的

子ども・子育て支援に係る町民のニーズを把握し、本計画策定の基礎資料とするためのデータ収集を行うことを目的として、アンケート調査を実施しました。

② 調査対象

・就学前児童　：令和6年4月1日時点で、町内在住の就学前児童の保護者
・小学生　　：令和6年4月1日時点で、町内在住の小学生の保護者

③ 調査期間

・令和6(2024)年9月1日～令和6(2024)年9月13日

④ 調査方法

・就学前児童　：利用中の保育・教育施設を通じて配布・回収
　　上記以外は郵送により配布・回収
・小　学　生　：学校を通じて配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数(人)	回答数(人)	回収率(%)
就学前児童	116	89	76.7
小学生	132	125	94.7

⑥ 調査結果の表記に関する注意事項

・調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。また、複数回答が可能な設問では、各設問の割合の合計が100%を超える場合があります。
・基数となる実数は、「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。
・図表中ではスペースの都合で選択肢名等を一部省略している場合があります。

(2)主な項目と回答結果

① 回答者の属性

いずれも母親の回答が3／4を超えていますが、前回より父親の回答率が増加しており、父親の子育てへの参画が進んでいることを示しているといえます。

■アンケートの回答者(単数回答)

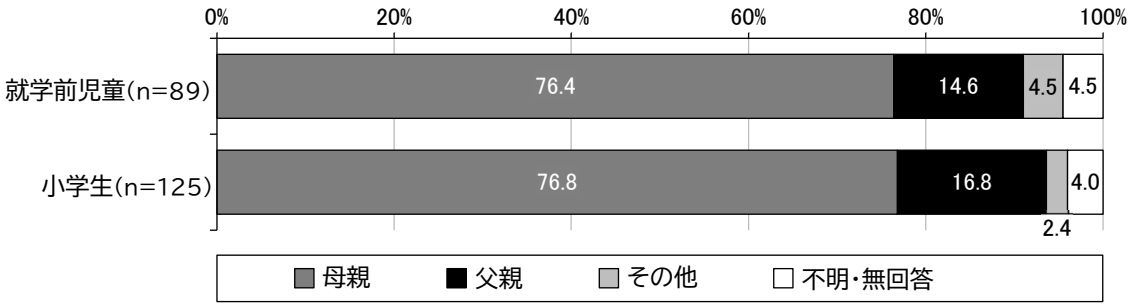

② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

保護者の私用や通院などの目的で不定期に利用している事業があるかという問いに対し、就学前児童84.3%、小学生の92.8%が「利用していない」と回答しており、その理由については「特に利用する必要がない」が87.1%となっています。(小学生のみ)

しかし、就学前児童において、「こうした目的で事業を利用する必要があると思うか」という問いに対しては、約4割が利用したいと答えており、低年齢でのニーズがあることが分かります。

■対象のお子さんについて私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、
事業を利用する必要があると思いますか。(単数回答)

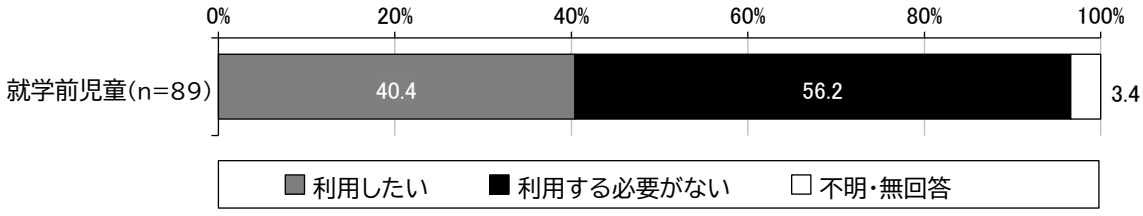

③ 放課後の過ごし方（就学前児童）・放課後の児童クラブの利用状況（小学生）について

就学前児童については、1～3年生のとき、4～6年生のときに分け、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思うかを尋ねています。（1～3年生については、令和7年4月の新入学児童が対象）

3年生までは放課後児童クラブが70.6%が最も高くなっています。4年生以降では自宅が38.2%と高くなりますが、引き続き放課後児童クラブとの希望が多く、48.3%となっています。

小学生対象には、1～3年生のとき、放課後をどのような場所で過ごさせたいか、または4年生以上の児童の場合には、どのように過ごしていたかを尋ねたところ、73.6%が放課後児童クラブを利用と回答しています。

■小学校入学後、1～3年生のときは、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。
（令和7年4月1日の新入学児童対象、複数回答）

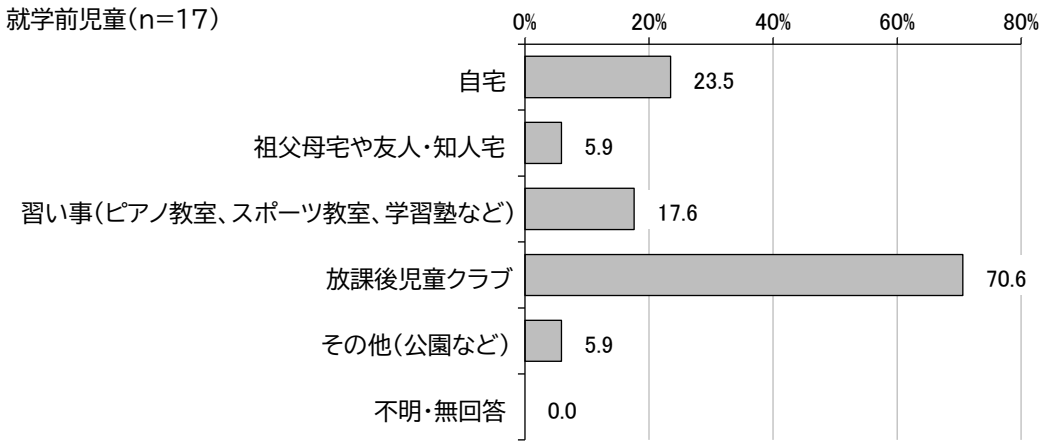

■小学校入学後、4～6年生のときは、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。
（就学前児童、複数回答）

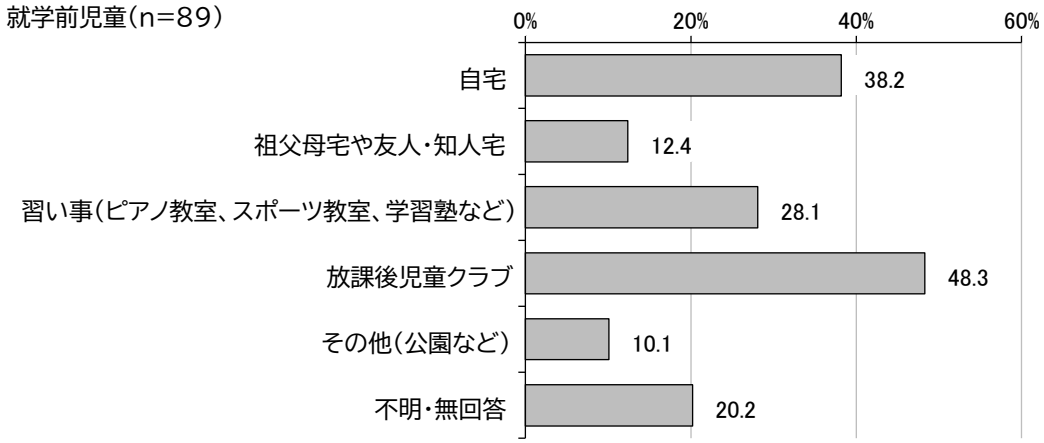

■小学低学年(1～3年生)のとき、放課後をどのような場所でどれぐらい過ごさせたいと思いますか。
お子さんが高学年(4～6年生)の方は、お子さんが低学年のときにどのように過ごさせたかを
お答えください。(複数回答)

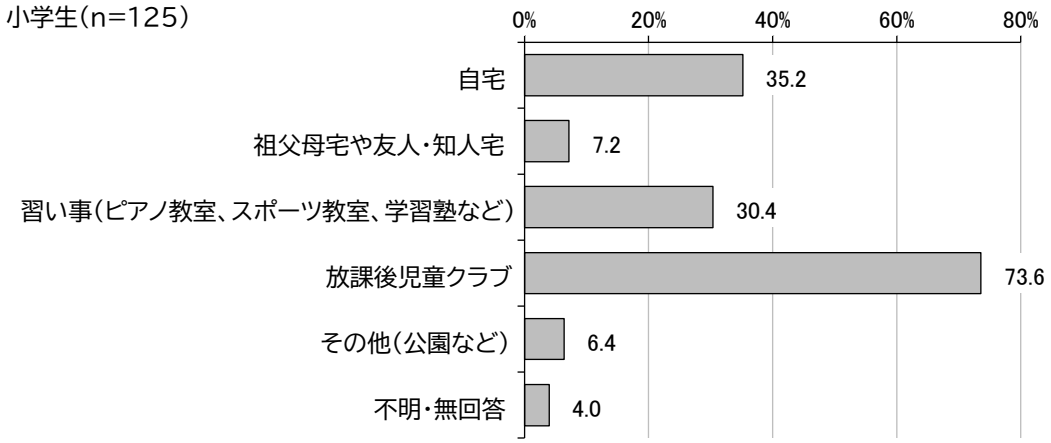

④ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について(就学前児童)

母親は約7割が育児休暇を「取得した」と回答しており、取得していないという回答は7.9%に留まりました。父親については約1割が「取得した」と回答しており、前回アンケートに比べ、取得者が増加しています。

子育てと仕事の両立については、「ときどき無理を感じるが両立している」が55.1%、「大変なことが多く、だいぶ無理をしている」が24.4%となっており、多くの保護者が何らかの負担を感じながら子育てに取り組んでいる様子がうかがえます。

また、子育てと仕事を両立させるために必要だと思うものについては、「配偶者の協力」が83. 3%と最も高く、次いで「保育所(園)・認定こども園などの子どもを預かる制度や場所」が71.8%、「職場の同僚・上司の理解や配慮」が67.9%と続きます。

■対象のお子さんが生まれた時、父母のいずれか又は双方が
育児休業を取得しましたか。(就学前児童、単数回答)

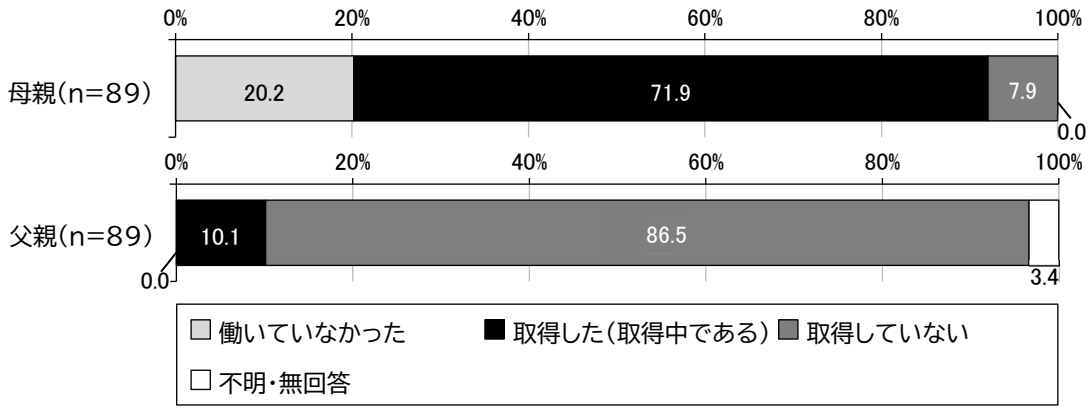

■子育てと仕事は両立していると思いますか。（単数回答）

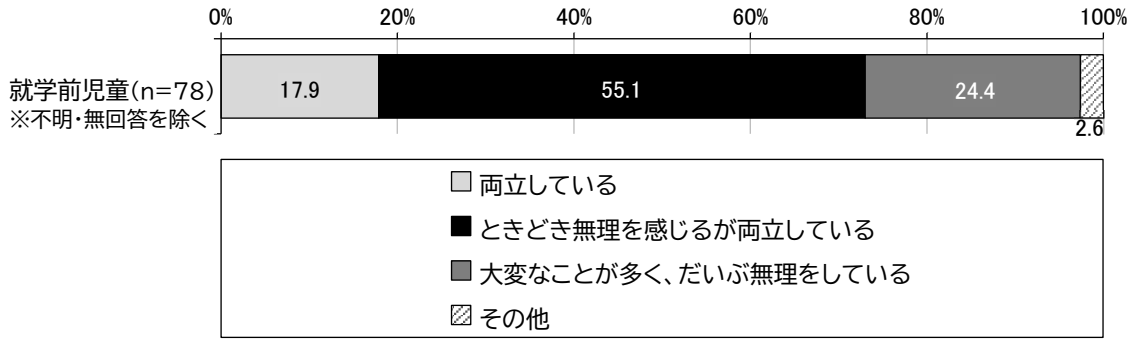

■（仕事をしている方）子育てと仕事は両立させるうえで、
特に必要だと思うものは何ですか。（3つまで複数回答）

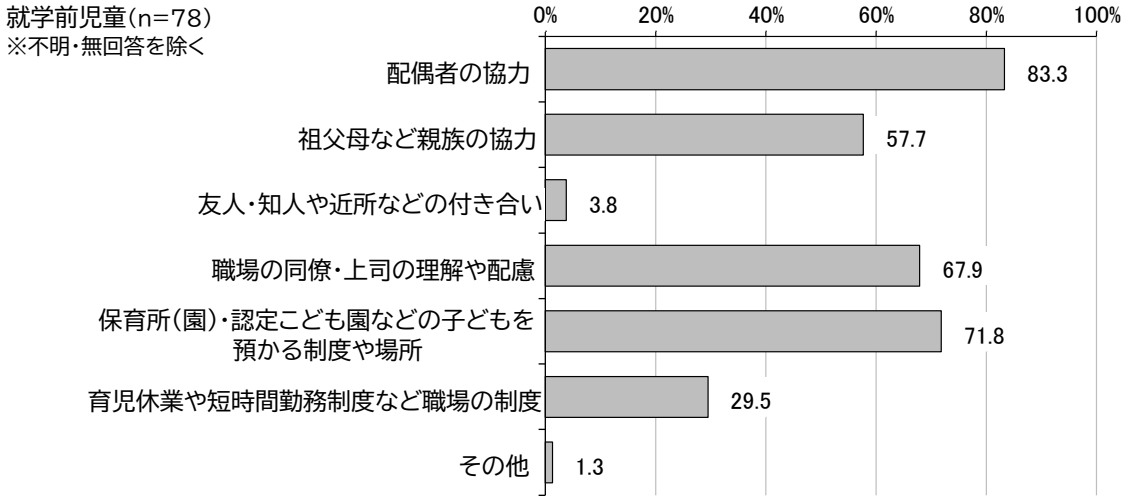

⑤ 子育て支援全般について

「子育ては楽しいですか」という問いに対しては、就学前児童・小学生ともに、「とても楽しい」「まあ楽しい」という回答が9割近くを占めています。

一方で、「子育てに負担を感じていますか」という問いに対しては、「とても感じている」「ある程度感じている」という回答の計が、就学前児童では56.1%、小学生では44.0%となり、楽しいと感じる反面、負担も感じている保護者が半数近くあり、特に子どもの年齢が低い場合にその傾向が高いといえます。

また、主な悩みや心配ごとについては、下表のとおりとなっています。

■子育てに負担を感じていますか

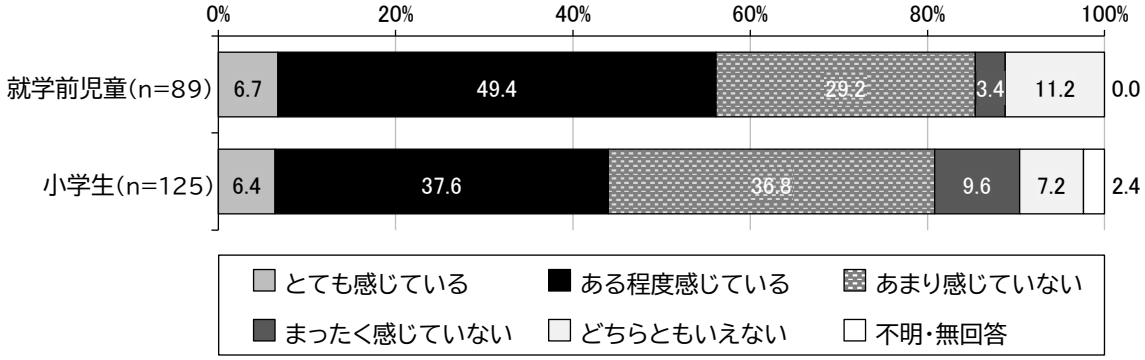

■子育てに関する悩みや心配ごとはありますか。また、その内容はどのようなことですか。
(複数回答、上位10件を抽出)

就学前児童(n=89)	(%)
災害時の子どもの安全について	55.1
子どもを叱りすぎているような気がすること	48.3
遊びやしつけについて	47.2
自分の自由な時間が持てないことについて	46.1
子どもの性格や生活習慣について	44.9
子どもとの時間が十分に取れないこと	42.7
仕事や社会活動との両立について	41.6
道路や施設等、子どもや子ども連れが外出しにくい環境であること	40.4
被災後の生活における子どもの暮らし方について	39.3
食事や栄養について	33.7

小学生(n=125)	(%)
子どもの性格や生活習慣について	53.6
災害発生時の子どもの安全について	50.4
遊びやしつけについて	42.4
子どもを叱りすぎているような気がすること	36.0
学力や進学・受験について	35.2
被災後の生活における子どもの暮らし方について	34.4
子どもとの時間が十分に取れないこと	33.6
仕事や社会活動との両立について	28
道路や施設等、子どもや子ども連れが外出しにくい環境であること	27.2
自分の自由な時間が持てないことについて	26.4

⑥ 子育てや子育て支援サービスについて

町に対し求める子育て支援の充実については、「子連れで出かけやすく楽しめる場所の充実」や、「子育てに配慮した道路や施設を整備」が、就学前児童、小学生ともに高くなっています。

■町に対し、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しますか。（複数回答）

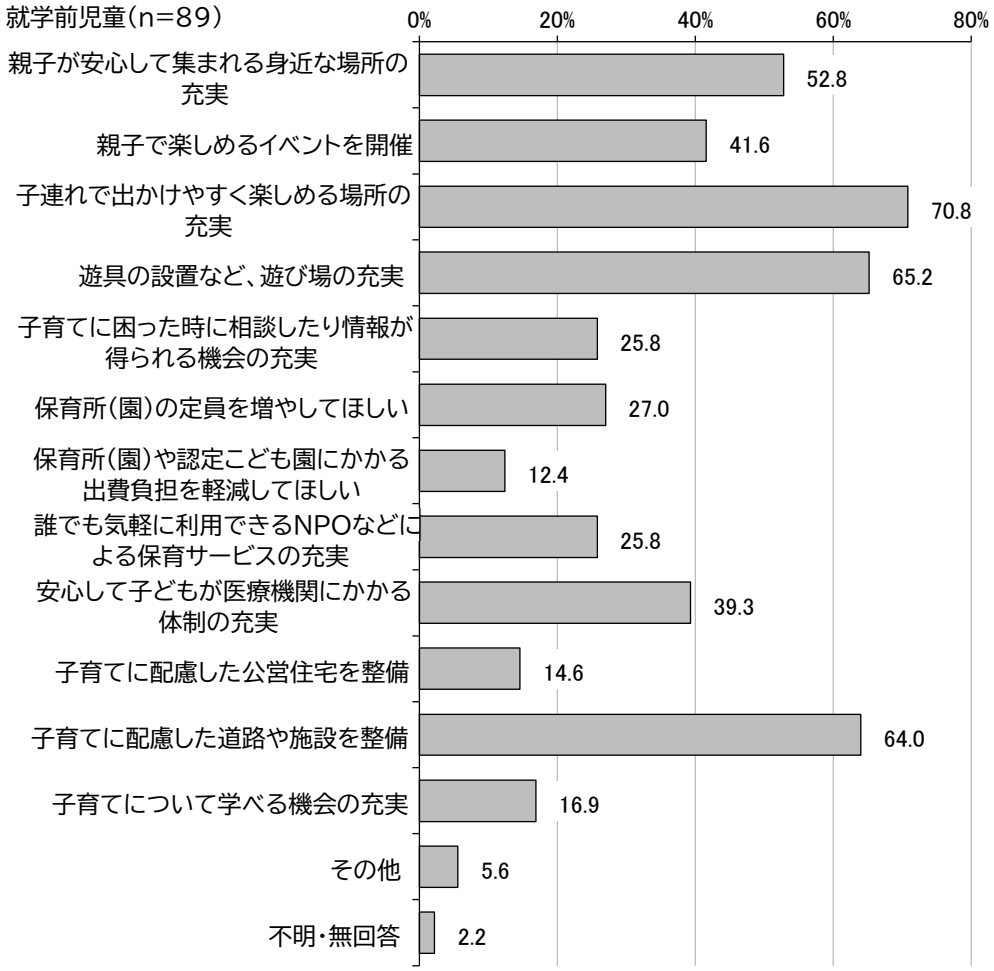

■町に対し、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しますか。（複数回答）

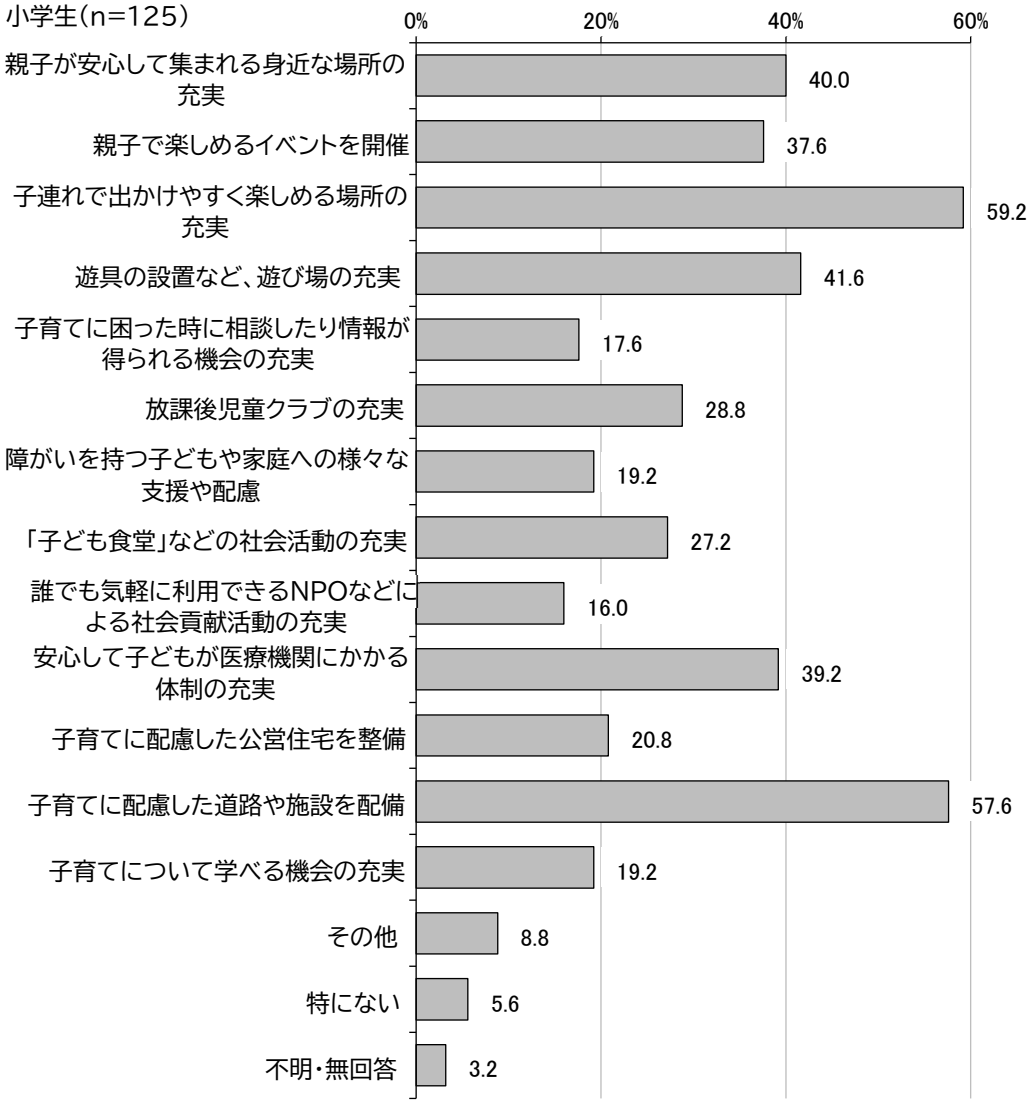

⑦ こども誰でも通園制度について

国が進めている施策の「こども誰でも通園制度」について、始まれば利用したいという回答の計は61.3%となりました。その利用方法については、「月10時間の範囲で自由に利用したい」が38.7%と最も高く、次いで「毎週1回定期的に利用したい」「利用したいと思わない」がともに12.9%となっています。

■国が進めている施策の「こども誰でも通園制度」を仮に1か月10時間まで定期的に利用が可能だとしたら、どのように利用しますか。（就学前児童、単数回答）

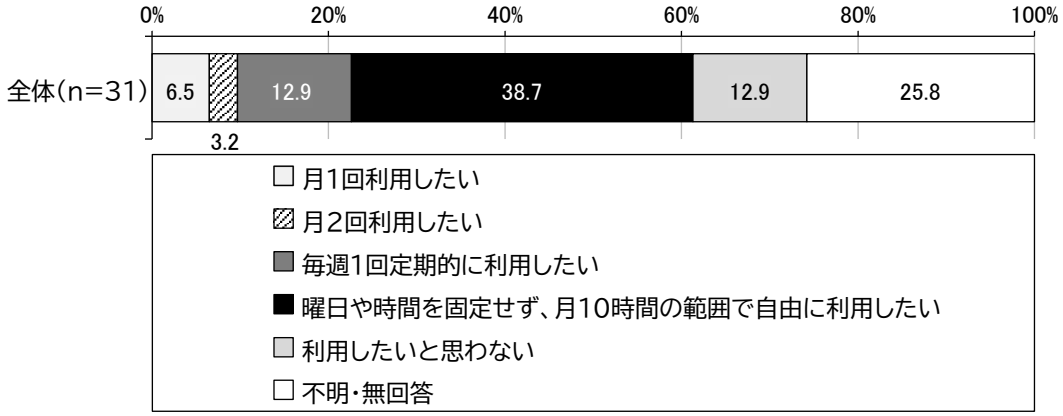

⑧ 地震の影響について

震災後お子さんにみられた変化や症状として、「スキンシップが多くなる、甘えがひどくなる」といった回答や、「音に敏感になる」「暗いところを怖がる、夜を怖がる」といった回答が見られ、震災が子どもたちの心に影響を及ぼしていることが分かります。

今後も継続的に、子どもたちのメンタルケアや不安軽減に繋げていく必要があります。

■震災後、お子さんにみられた変化、症状にあてはまるものは何ですか。(複数回答)

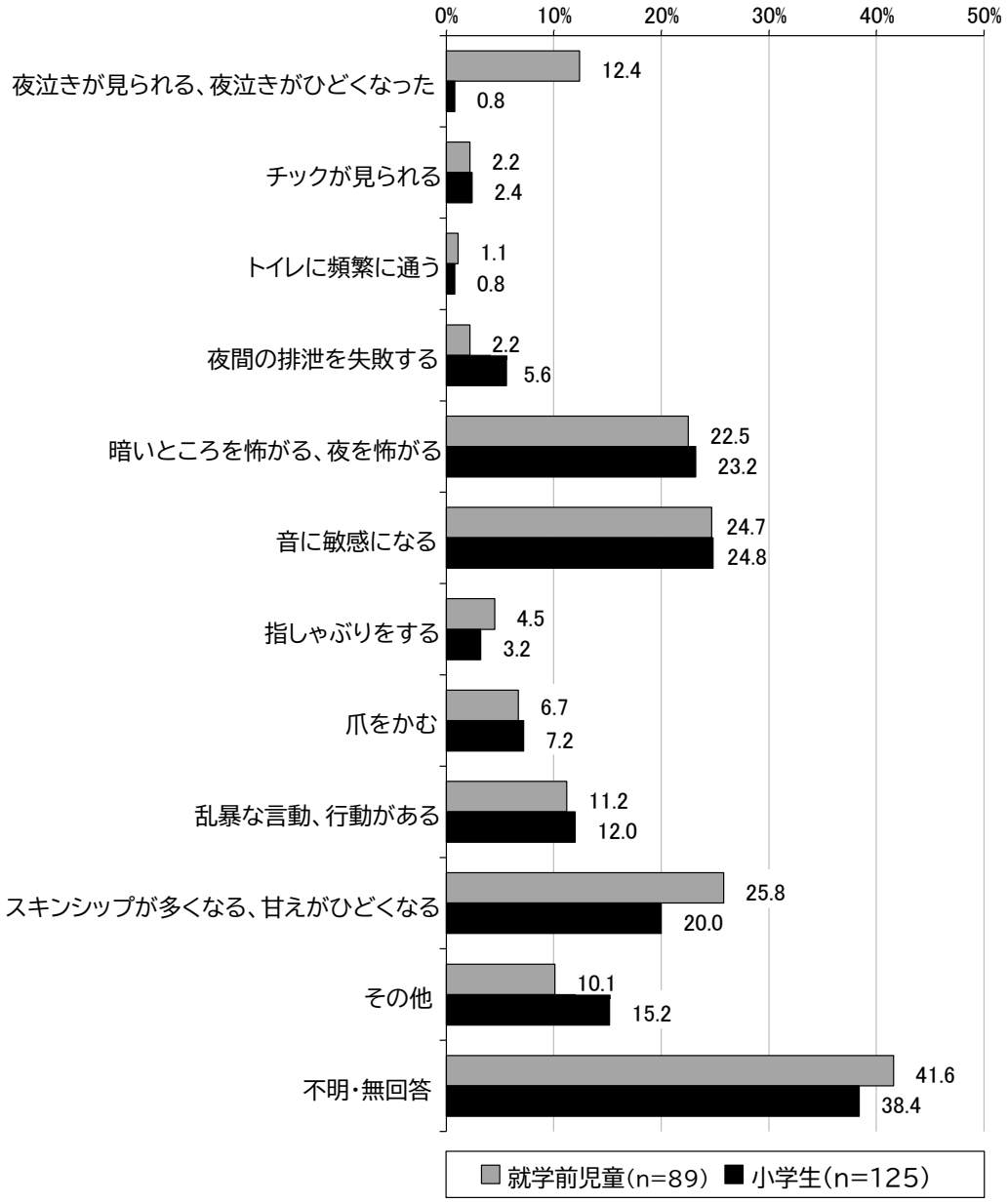

5 第二期計画における施策の進捗評価

第二期計画は、8つの施策目標、46の事業により構成されています。各事業ごとに5段階で評価を行い、基本目標ごとの評価をその平均点としたところ、下表のような進捗評価となりました。（1＝計画よりかなり遅れている、2＝計画よりやや遅れている、3＝概ね計画どおりである、4＝計画よりやや進んでいる、5＝計画より大きく進んでいる）

基本目標	平均評価	評価まとめ
1 全ての子どものための教育・保育環境の整備	2.2	放課後児童クラブへの入所には応じられているものの、保育所については年度途中入所希望児童が受け入れられない場合が見られました。保育士の確保が不十分な状態にあり、児童入所への影響のみならず、運営費の減算や研修機会が設けられないなど、悪循環となっています。
2 地域における子育て支援	2.4	一部事業の未実施や児童館の廃止などにより、家庭・学校に次ぐ第3の場所の選択肢が少ない状況にあるといえます。実施事業についても担い手の高齢化によるリソース不足が挙げられており、地域全体での子育て支援の取り組み、仕組み作りを考え直す必要があります。
3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	2.3	第二期期間中は、コロナ禍の影響による集合型の催事・研修等の機会が制限されたこと等により、十分な事業が展開できなかった面があります。また震災以降では、子どもたちへのメンタルケアについて、更なる支援体制が必要と想定されます。
4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	3.0	家庭や地域の教育力の向上のみならず、デジタル化により、子どもたちが簡単に世界と接し、これまでは触れることのなかった悪意にも容易に触れてしまう環境となっていることから、インターネットリテラシーや、デジタルツールの適切な使用などについても、ルール作りや大人によるケアといった支援が必要と考えられます。
5 子育てを支援する生活環境の整備	2.9	第二期期間中の活動とは別に、町内のインフラには震災の影響が大きく、改めて総点検と再整備が必要と考えています。
6 職業生活の家庭生活との両立の推進等	2.7	関係事業については概ね計画に沿って実施してきましたが、仕事と子育ての両立が一層しやすくなるための支援が求められていると考えています。
7 子ども等の安全の確保	3.5	歩道整備などのインフラ面については、**5 子育てを支援する生活環境の整備**同様、震災の影響から再点検・再整備が必要と考えています。 また、災害復旧・支援ほか、これまでとは異なる町外からの流入が増えていることから、交通安全をはじめ、子どもたちの安全への配慮が必要と考えられます。
8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	3.2	概ね計画どおりに進行してきましたが、こちらも震災の影響を鑑み、今後も各所との連携を深め、効果的な支援に繋げていく必要があると考えています。

6　本町における課題の整理

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果などから、本町における子育て支援に関する課題を以下のように整理しました。

課題1　安心して子どもが暮らせるまちの再整備

復興計画アンケートより、子どもたちが安心して暮らし、学ぶことのできる環境を、再度充実させることが重要であると考えられます。

課題2　現代のニーズに対応した子育て環境の整備

働きながら子育てのしやすい環境整備が求められています。
屋内で子どもが遊べる環境づくりや、オンラインを活用した充実した学びの機会の提供なども想定されます。

課題3　子どもの育ちと子育てを支援する安定した体制の構築

子育て世帯に対する直接的な支援のほか、保育士の確保や
各種施設等の充足など子どもを取り巻く環境に対する支援
（リソース確保等）も求められていると想定されます。

課題4　配慮を必要とする子どもや家庭に対する支援

ひとり親や経済的な困窮世帯だけでなく、障害を持つ子ども、
家庭環境に何らかの困難を抱える子ども等の成長に対し、
金銭的な面だけでない支援体制の構築が時代的にも必要とされています。

第3章　計画の基本的な考え方

1 4つの基本的視点

国から示された基本指針を踏まえて、本町では、本計画を策定する上で基本となる視点を下記のように設定しています。第三期においても同じ視点を引き継ぎ、子どもと子育て家庭、そしてそれを取り巻く地域それぞれにおける取り組みを考えていきます。

①子ども目線を大切にする視点

〇子どもの幸せを第一に考え、子どもの意見を尊重し、「子どもの最善の利益」が優先される配慮が必要

〇子どもの健やかな育ちを約束するには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を実施するとともに、安全に安心して活動できる環境が大切

②子育てが生きがいとなる環境をつくる視点

〇子育ては本来、親にとって大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みであることを再認識できる子育て支援であることが大切

〇地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担感、孤立感を和らげ、保護者が楽しみながら心豊かに子どもと向き合える環境を整えることが重要

③仕事をしながら子育てができる環境をつくる視点

〇出産を伴う女性の就労継続や子育て期の男性の長時間労働など、子育て家庭に厳しい状況の中、働き方の見直しを進め、仕事と家庭の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を叶えるための取り組みとして重要

〇仕事をしながら子育てをする家庭を積極的に支援するため、ニーズを的確に捉え、きめ細かな子育て支援策を展開する等、子育ちと子育てを大切にする地域社会をつくり上げることが重要

④地域の子育て力を高める視点

〇子どもの健やかな成長を実現するという目的を社会全体で共有し、子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、みんなで子どもを育て見守っていくという意識の醸成と、個々の役割を明確化することが大切

〇保育施設や学校、公民館、子育て支援センター、児童養護施設などの施設等の活用はもとより、様々な地域活動団体や民間事業者、主任児童委員・民生児童委員、地域への貢献を希望する高齢者等が、それぞれの役割を果たしながら連携・協働していくことが重要

2　基本理念

とうちゃん・かあちゃん・じいちゃん・ばあちゃん
皆で育てる 穴水大好きっ子

本町では、子ども一人ひとりが健やかに成長し、全ての親たちが子育てに喜びを見出せる社会を目指しています。そのためには、家族や地域が一体となって子どもを見守り、支える仕組みが欠かせません。

現代社会では、核家族化や働き方の多様化、そしてコロナ禍を経た社会の変化により、子育てを取り巻く環境は複雑さを増しています。生活や学習環境のデジタル化が進む中、子どもたちの生活や育児においては、例え三世代同居の世帯であっても父母世代が直接的に関与しなければならない場面が増えています。こうした就労と子育ての両立に不安や負担を感じる保護者も少なくない中、同居もしくは近居する祖父母や親族の協力は貴重な支えとなり、日常生活や緊急時における心強い存在となっています。しかし、家族だけに負担を集中させるのではなく、地域全体が力を合わせて子育てを支援する仕組みづくりや、父母世代が直接子育てに携わることのできる就労環境や社会基盤の整備が重要となっています。

子どもたちが豊かに成長するためには、多様な価値観に触れ、広い視野を身につける機会が必要です。そのため、家族や親族だけでなく、地域の大人たちがそれぞれに子どもたちを見守り、地域社会全体で子どもたちの育ちを包み込むような支援体制を整えることが求められます。本町では、地域の大人たちが「見守り手」としての役割を果たしながら、子どもと子育て家庭を支える多層的な仕組みづくりを進めていきます。

更に、穴水湾の波静かな入り江や緑豊かな里山といった自然環境、そして郷土の歴史や文化は、子どもたちに地域への愛着と誇りを育む上で重要な要素です。本町は、この恵まれた環境を活かしながら、地域全体の力を合わせて、子どもたちの健やかな成長を支え、郷土に愛着を持った子どもたちを皆で育てることを目指します。

3　計画の基本目標

基本理念を実現するために、基本目標を下記のように設定します。

基本目標1　全ての子どものための教育・保育環境の整備

全ての子どもと子育て中の保護者が必要とする適切な教育・保育の提供体制を整備し、質の高い教育・保育を安定的に提供します。

◇教育・保育サービスの充実及びリソースの確保
◇放課後児童対策の充実
◇こども誰でも通園制度の整備
◇経営情報の継続的な見える化

基本目標2　地域における子育て支援

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしている全ての人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守ることのできる様々な子育て支援の充実を推進します。また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

◇子育て支援のネットワークづくり
◇子どもの健全育成
◇世代間交流
◇児童発達支援センター等、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進

基本目標3　親子の健康の確保と増進

親が安心して子どもを産み、また全ての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

◇妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
◇学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
◇「食育」の推進
◇子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
◇周産期及び小児医療の充実
◇妊婦等包括相談支援事業の整備
◇産後ケア事業について考慮すべき標準的な内容や、産後ケア事業の内容検討

基本目標4　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを産み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性や教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

◇次代の親の育成
◇子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
◇家庭や地域の教育力の向上
◇子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標5　子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる生活空間を整備します。

更に安全かつ安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的なまちづくりに取り組みます。

◇良好な居住環境の確保
◇安全な道路交通環境の整備
◇安心して外出できる環境の整備
◇安全・安心なまちづくりの推進

基本目標6　職業生活と家庭生活との両立の推進等

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力し合いながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。

更に国、県、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓発活動を推進します。

◇仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
◇仕事と子育ての両立のための基盤整備
◇結婚に繋がる支援の充実

基本目標7　子ども等の安全の確保

核家族化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。また、インターネットを使った犯罪に子どもが巻き込まれる被害も見過ごせない状況にあります。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どものひとり歩きに不安を感じなくてもすむまちづくりに取り組みます。

◇子どもの交通安全を確保するための活動の推進
◇子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
◇被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標8　要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障害児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

◇児童虐待防止対策の充実
◇ひとり親家庭等の自立支援の推進
◇障害児施策の充実

4　施策の体系図

≪基本理念≫
≪基本目標≫
≪推進施策≫
とうちゃん・かあちゃん・じいちゃん・ばあちゃん　皆で育てる　穴水大好きっ子
1 全ての子どものための教育・保育環境の整備
1 教育・保育サービスの充実
2 放課後児童対策の充実
3 保育士やスタッフの安定確保
2 地域における子育て支援
1 子育て支援のネットワークづくり
2 子どもの健全育成
3 障害児支援体制の整備
3 親子の健康の確保と増進
1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
3「食育」の推進
4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
5 周産期や小児医療の充実
4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
1 次代の親の育成
2 災害に強く魅力ある保育・教育施設の整備
3 穴水で学ぶことに誇りを持てる環境の整備
4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
5 子育てを支援する生活環境の整備
1 良好な居住環境の確保
2 安心して外出できる環境の整備
3 安全・安心まちづくりの推進
4 安全な道路交通環境の整備
5 子育て関係施設の整備・充実
6 職業生活と家庭生活との両立の推進等
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや職場環境づくりの支援
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備
3 結婚につながる支援の充実
7 子ども等の安全の確保
1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
3 被害に遭った子どもの保護の推進
8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
1 児童虐待防止対策の充実
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
3 ヤングケアラーに対する支援

第4章　施策の展開

子ども・子育て事業支援計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく計画となりますが、「こども基本法」の制定、「こども大綱」の策定などに伴い、子どもや子育てを取り巻く支援の内容は、ますます幅広く、多岐に渡るようになりました。

本計画においては、令和6年6月に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の内容を踏まえつつ、保護者を対象としたアンケート及び復興計画策定に係る町民の声を反映させながら、基本目標に基づいた施策を展開していきます。

また、28ページでまとめた本町の課題と強く関係する施策には、●をつけて表記しています。

基本目標1　全ての子どものための教育・保育環境の整備

推進施策1　教育・保育サービスの充実

主な施策

施　策	内　容
●幼児期の教育・保育の充実	適正な入所定員の確保に努め、全ての児童ができる限り希望する教育・保育施設に入所できる体制を整えます。また、子育て家庭の多様な就労形態に対応できるよう、サービスの充実を図ります。 国が進める0歳6か月から3歳未満の未就園児を対象とした「こども誰でも通園制度」については、町内での効率的な運用を研究し、令和8年からの実施に努めます。
保育教諭と保育士の合同研修に対する支援	子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭や保育士が教育・保育の共通理解を図ることができるよう、合同研修や研究活動等を推進します。
質の高い教育・保育、地域の子育て支援の推進	発達に応じた質の高い教育・保育や子育て支援事業の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達と成長を保障します。 また、地域の教育・保育水準の維持・向上を図るため、町が定めた基準を満たすとともに、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質向上に努めます。
保育・教育機関の連携	認定こども園、保育所（園）と地域で子ども・子育て支援事業を行う者が定期的に情報を共有できる連絡会を開催するととともに、町内での協力体制を構築します。 また、子ども一人ひとりが遊びや生活を中心とする幼児教育から、教科等の学習を中心とする小学校教育への変化に対応できるよう、幼児と児童の交流活動や教職員同士の意見交換等の連携・接続のための活動を充実します。
教育・保育施設経営情報の継続的な見える化の実現	幼稚園・保育所・認定こども園等の設置者が都道府県知事に報告する施設の経営情報が公開された際、町民への周知を行っていきます。
●相談窓口の一元化による効率的な支援の提供	子どもに関する窓口を一元化し、子育てに関する相談や情報発信、各種の支援についても切れ目なく実施していきます。
●地域における保育機能の確保・強化	国の補助事業を活用するなどし、地域における保育機能の確保や強化を図っていきます。

推進施策2　放課後児童対策の充実

主な施策

施　策	内　容
●放課後児童対策の充実	保護者の就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、遊び場や生活の場を提供し、活動を通して健全な育成を図ります。

推進施策3　保育士やスタッフの安定確保

主な施策

施　策	内　容
●保育の担い手の確保	給与体系の見直しを含めた処遇改善や保育士への支援事業を継続的に実施し、保育士の安定確保に努めます。 現在の保育士の状況を精査し、採用計画立案や募集広報の実施など、保育士募集への支援を行います。
高齢者の活用	保育所等において高齢者を子育て支援員として活用し、多世代交流による子どもたちの社会性の向上と、高齢者の活躍の場づくりを目指します。

基本目標2 地域における子育て支援

推進施策1　子育て支援のネットワークづくり

主な施策

施　策	内　容
地域における 子育て支援サービス等の ネットワーク形成	子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するために、地域における子育て支援サービス等のネットワークを形成します。 また、祖父母や近隣の町民等が家事や子育ての支援を行うことで、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。
●地域子育て支援拠点事業の充実	町内3か所のセンター（平和こども園・子育てセンター・複合施設※）がその特色を活かしつつ、親子が気軽に参加し、必要な情報の入手や仲間づくりができるよう、交流や学習の支援を行っていきます。
ファミリー・サポート・ センターの充実	協力会員の募集等を通じ、子育て世帯が必要なときにサポートを受けられる体制を目指します。
子育てガイドブックの 作成・配布	各種の子育て支援サービス等が地域住民に十分周知されるよう、子育てガイドブックの作成・配布等によって情報提供を行います。
世代間交流の推進	子どもたちと様々な世代の人の交流を推進し、自立心と社会性を育み、また多様性を理解する取り組みを進めます。 加えて、地域に受け継がれてきた伝統文化など町内の社会的資源を学びの場として活用し、子どもたちの豊かな心の醸成を図ります。
小学生から大学生までが 連携して学ぶ機会の創出	県内の大学等と連携し、小学生から大学生が創造性を持ってともに学ぶ機会を創出します。

推進施策2　子どもの健全育成

主な施策

施　策	内　容
●地域の方々の協力を得た安全・安心な居場所づくり	放課後や週末等の安全・安心な「子どもたちの第3の居場所づくり」として、その適切な場所について引き続き検討します。
児童育成支援拠点の充実	養育環境に課題を抱える児童等が安心して利用できるよう、施設の機能強化や運営を支援します。
児童委員等による協力支援	地域において児童の健全育成や虐待の防止など、子どもと子育て家庭への支援のため児童委員と一体となって進めます。

推進施策3　障害児支援体制の整備

主な施策

施　策	内　容
●地域における インクルージョンの推進	障害児とその保護者を支援するため、県や近隣、医療・教育分野を含む専門機関等と連携し、地域支援・専門的支援の強化を図ります。 保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、学校等の育ちの場において、関係者が連携・協力しながら、継続的な支援に努めます。 これらの取り組みを通じ、障害児の地域社会への参加及び包摂(インクルージョン※)を推進していきます。
児童発達支援センター機能・事業の誘致	障害児の発達支援については児童発達支援センターを中核とし進めていくことが重要となっていることから、県との連携を深めるほか、能登地域における県の施設・事業の誘致を図ります。
発達障害に関する 適切な情報の周知	発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報を提供するとともに、家族が適切な子育てを行え、また周囲もより円滑に関わることができるよう支援します。
未就学児の健康診断の拡充	発達に遅れがある子どもを早期に発見し、児童や保護者へ早期に支援を開始するため、未就学児の健康診断の充実を図ります。

※複合施設･･･高齢者福祉や子育て等に関する複合的な機能を備えた施設で、令和7年の秋以降、聖頌園1階での開設を予定しています。正式な名称が決定していないため、本計画においては「複合施設」と記載します。

※インクルージョン･･･英語の「inclusion」で、直訳すると「包括」「包含」「包摂」といった意味となります。社会や組織において多様な人々が尊重され、個性を発揮して活躍できる状態を指す言葉です。

基本目標3　親子の健康の確保と増進

推進施策1　妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

主な施策

施　策	内　容
乳幼児健診、新生児訪問、保健指導等の充実	妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて妊産婦と乳児の健康確保に努め、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級、健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。乳幼児健診会場で育児不安等を示す保護者に対し、保健師・栄養士・保育士による声かけを行い、育児支援のきっかけづくりや誤飲、転落・転倒、やけど等子どもの事故予防のための啓発等についても取り組みを進めます。
産後ケア事業の提供と充実	産後の母親と乳児へのサポートとして、関係機関と連携し、相談事業の充実や体調管理支援といった産後ケア事業の安定的提供に努めます。
妊娠期から継続した支援体制の整備	児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制の整備を図ります。母子保健連絡会では、発達・発育遅滞、産後うつ、育児不安を持つ親等の事例検討会を実施し、関係機関との連携強化に努め、支援の充実を図ります。

推進施策2　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

主な施策

施　策	内　容
学童期・思春期の心の問題に係る相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成を進めます。児童生徒の心の問題に関わる県や地域の団体等とも連携し、相談・支援体制の充実を図ります。
健康に関する学習の機会や情報提供	思春期における心身の健康を向上するため、必要な知識や態度を身につけ、情報を自ら得ることができるよう、学童期・思春期の子どもを対象とした健康に関する学習の機会や情報提供を進めます。

推進施策3 「食育」の推進

主な施策

施　策	内　容
発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供	保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、家族がともに食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、子どもの健全な食生活の確立を目指します。
食事づくり等の体験活動の推進	保健センター等の調理室を活用し、子ども参加型で食事づくり等の体験活動や親子でおやつ作りなどの活動を進めます。
食に関する学習の機会や情報提供	低出生体重児の増加等を踏まえ、母子の健康の確保を一層図るため、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

推進施策4　子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

主な施策

施　策	内　容
子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	乳幼児期、学童・思春期の子どもと保護者の健康的なライフスタイルを見守り支えるため、地域・学校・企業等のネットワークづくりについて検討を進めます。

推進施策5　周産期や小児医療の充実

主な施策

施　策	内　容
周産期医療の充実	周産期には、母体や胎児、新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高いことから、安心して妊娠・出産ができる体制づくりの一環として、県や関係機関等との連携を強め、周産期医療体制の維持に努めます。
小児医療の充実	小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、県や近隣市町、関係機関などと連携して小児医療や小児救急医療の体制づくりに努めます。
災害時の小児や産婦人科医療体制の安定化	災害発生時、災害後の医療体制について、BCP※的な観点を取り入れ、できるだけ安定した提供ができるよう、研究と体制づくりに努めます。
遠隔医療相談等の推進	病院に行かなくても、困ったときに相談ができる体制づくりを推進します。

※BCP･･･事業継続計画(Business Continuity Planning)のことです。企業や団体が災害などの緊急事態に予め備え、迅速な復旧や事業の継続をするための計画を指します。

基本目標4　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

推進施策1　次代の親の育成

主な施策

施　策	内　容
次代の親の育成	中学生、高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児とふれあう機会を広げる取組を進めます。

推進施策2　災害に強く魅力ある保育・教育施設の整備

主な施策

施　策	内　容
●災害に強く魅力ある施設づくり	災害で使用できなくなった穴水小学校校舎の建て替えを行い、魅力ある穴水町らしい学校づくりに取り組みます。他の施設についてもいちはやく保育・教育が行えるよう、耐震整備や防災機能の強化を進め、万一の災害に備えます。
学習スペースの整備	誰もが利用できる学習スペースや、学生が集まって学べる場など、家以外の場所で学習ができる環境の整備を行います。
●公園や遊び場の整備	地震の影響を受けた既存の公園の復旧を行い、子どもたちが遊べる環境を整備します。また、運動公園や雨天での遊び場など、気軽に利用できるような施設の整備を目指します。

推進施策3　穴水で学ぶことに誇りが持てる環境の整備

主な施策

施　策	内　容
地域の歴史や文化などを実際に体験、学ぶ機会の充実	児童・生徒に対し、地域の歴史や文化などを体験し、学ぶ機会を充実させていくことで、ふるさとへの愛着を深めます。
●優れた実績や異文化に触れる教育機会の提供	プロアスリートや一流文化人等と交流ができる機会の提供を図ります。また、オンライン環境を活用し、県外の学生等との交流を推進していきます。 併せて、日常生活で活用できる実践的な英語教育を推進します。
豊かな繋がりの中での家庭教育の支援の充実	教育の原点である家庭の教育力を高めるため、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などを、引き続き関係機関が連携して推進します。
地域の教育力の向上	子どもの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育んでいきます。
●インターネット環境の整備	学校のみならず、地域でのインターネット環境の整備を目指します。

推進施策4　子どもを取り巻く有害環境対策の推進

主な施策

施　策	内　容
子どもを守る推進体制の構築	子どもを取り巻く情報メディアに係る問題や注意事項等についての啓発、関係機関の協力により有害環境から子どもを守る推進体制を引き続き構築します。
インターネットの利用方法の啓発	携帯電話やタブレット、PCを通じたインターネットの使用について、フィルタリングサービスの利用を普及促進するとともに、ネットのいじめやトラブルなどの防止を啓発します。

基本目標5　子育てを支援する生活環境の整備

推進施策1　良好な居住環境の確保

主な施策

施　策	内　容
良好な居住環境の確保	子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給、町内での住宅取得や改築を支援するなどし、子育て世代の定住に繋げます。

推進施策2　安心して外出できる環境の整備

主な施策

施　策	内　容
公共施設等の バリアフリー化の推進	妊産婦や乳幼児連れの方など全ての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等における段差の解消等のバリアフリー化を推進します。
子育てにやさしい トイレ等の整備	公共施設のトイレに、ベビーベッド、ベビーチェアを設置し、子育て家庭が安心して利用できるトイレの整備を推進します。

推進施策3　安全・安心まちづくりの推進

主な施策

施　策	内　容
●安全・安心な まちづくりの推進	既存及び新設の公園について、見通し、照明などに配慮した環境設計を行うとともに、通学路等に設置した照明機器を更新するなど安全・安心のまちづくりを推進します。 また、町全体を通じ、防災対策の強化に努めます。

推進施策4　安全な道路交通環境の整備

主な施策

施　策	内　容
●安全な道路交通環境の 整備	通学路の歩道整備などの安全確保について関係機関に要望します。

推進施策5　子育て関係施設の整備・充実

主な施策

施　策	内　容
●こども家庭室や 子育てふれあいセンターの 機能拡充	こども家庭室は、「母子機能」と「児童福祉」を一本化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを切れ目なく支援します。また、既存の子育てふれあいセンターの機能を充実させ、子育て親子の交流の場として、民間の地域子育て支援拠点事業の整備を支援します。

基本目標6　職業生活と家庭生活との両立の推進等

推進施策1　仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや職場環境づくりの支援

主な施策

施　策	内　容
●仕事と生活の調和の 実現のための働き方の見直し	男女ともに仕事と育児・介護等を両立させながら働き続けることのできる環境を整備するため、育児・介護休業法の周知とともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消するため、労働者や事業主等に関係機関で発行する情報紙やパンフレット等を活用した情報提供や啓発活動を積極的に進めます。
●働きやすい 職場環境づくりの支援	福利厚生サービスなど、町民誰もが働きやすい職場環境づくりの支援に努めます。

推進施策2　仕事と子育ての両立のための基盤整備

主な施策

施　策	内　容
●仕事と子育ての 両立のための基盤整備	保護者の多様な働き方に対応できるよう、認定こども園や保育所での保育、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、ファミリー・サポート・センター事業など、各種子育て支援の充実を図ります。

推進施策3　結婚につながる支援の充実

主な施策

施　策	内　容
出会いの場の創出	結婚を望む未婚男女の出会いの場を創出し、結婚までの支援を図ります。

基本目標7　子ども等の安全の確保

推進施策1　子どもの交通安全を確保するための活動の推進

主な施策

施　策	内　容
●子どもの交通安全を確保するための活動の推進	通学路の歩道整備などの安全確保について関係機関への要望を進めます。児童生徒への交通安全街頭指導に努めるとともに、震災後の修繕復旧等のため、工事車両が付近を通行したり、駐停車していたりする場合もあることから、子どもたちに対する注意喚起を行います。

推進施策2　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

主な施策

施　策	内　容
●子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	防犯等に関する情報の共有や防犯協会を中心とした情報交換体制を充実するとともに、保護者による通学路パトロール活動を支援します。
●インターネットトラブルに対する情報提供の推進	インターネットを通じたいじめや犯罪に巻き込まれることのないよう、児童生徒と保護者双方に対する情報提供を推進します。写真を含む個人情報の流出、詐欺や出会い系といったトラブルや犯罪に繋がるリスク及び予防方法等の周知に努め、児童生徒のインターネットリテラシー※の向上を図ります。

推進施策3　被害に遭った子どもの保護の推進

主な施策

施　策	内　容
●被害にあった子どもの保護の推進	子どもが犯罪等にあう危険が生じたときの緊急避難場所である、「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援します。

※インターネットリテラシー･･･インターネットの便利さを活用しながら、その脅威やルールを理解し、トラブルを回避して、情報を正しく理解し、適切に判断・運用できる能力のことです。

基本目標8　要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

推進施策1　児童虐待防止対策の充実

主な施策

施　策	内　容
子どもの権利に関する意識の向上	子どもの権利を尊重した関わり方や意識を持つことができるよう、町民に対し様々な機会を捉えた啓発活動を行い、意識の向上を図ります。
●要保護児童対策地域協議会の機能強化	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のために、要保護児童対策地域協議会の機能を強化します。また、協議会の存在をPRし、情報収集活動へ繋げるとともに、児童虐待防止への啓発を図ります。
●児童虐待の発生予防、早期発見、早期対策等	家庭訪問事業や乳幼児健康診査事業を通し、虐待事案の早期発見に努めます。虐待が懸念されるケースに関しては、関係機関と連携し、世帯への継続的な訪問を実施します。

推進施策2　ひとり親家庭等の自立支援の推進

主な施策

施　策	内　容
●福祉サービス等の利用に際しての配慮	ひとり親家庭については、保護者が子育てと就業を両立させるため、保育の優先利用が可能となるよう入所調整を行うほか、その他の福祉サービス等の情報提供を行い、生活を安定させるための環境づくりを進めます。
就労支援・生活支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、福祉事務所との協働により就業に向けた能力開発や技術取得を支援します。父母が病気・就職活動などで一時的に生活援助を必要としている場合には、家庭生活支援員の派遣を行います。
経済的支援の充実	子育てに係る経済的な負担を軽減するため、保育料の減免、放課後児童クラブの利用支援や医療費などの助成を行います。

推進施策3　ヤングケアラーに対する支援

主な施策

施　策	内　容
●早期発見と適切な支援提供体制の確立	学校やその他関係機関と連携し、ヤングケアラーと想定される児童生徒の早期発見に努めます。世帯に対する適切な福祉支援や、子どもたち自身がオンライン上で相談できる支援先等の情報提供に努めます。

第5章　子ども・子育て支援事業の展開

1　教育・保育事業等の提供区域

本計画では、本町が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域の子ども・子育て支援についての「量の見込み」「確保の方策」を記載することとされており、その区域において教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援に係る需給調整を判断することとなります。

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、本町では引き続き、「町全域」を1つとして提供区域を設定します。

ただし、「放課後児童健全育成事業」については、町内に2つある小学校区を中心に施設・サービスが整備されていることから、「小学校区」を提供区域とします。

2　ニーズ量推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童・小学生の保護者を対象としたニーズ調査の結果及び復興計画策定に係る町民アンケートを参考としながら、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■人口推計

住民基本台帳による年齢別人口集計から今後の出生傾向、増減傾向等を算出し、年齢別の推計人口を算出しています。

■各種サービスに係る見込み量

サービス対象となる子どもの人口を（1）で求めた「推計人口」による該当年齢層とし、当該サービスに係るこれまでの利用実績やニーズ調査等から読み取れる傾向を考慮して、利用係数を設定し算出しています。

3　幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の状況

(1)幼児期の教育・保育事業

幼児期の教育・保育事業は、小学校就学前の乳幼児が各種の子育て施設(保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所)を利用する事業です。

認定区分と対象児童・施設

認定区分		利用できる施設等
1号認定	【教育標準時間認定】 子どもが満3歳以上で、認定こども園等で教育を希望	認定こども園、幼稚園 (教育標準時間)
2号認定	【保育認定　満3歳以上】 子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で教育・保育を希望	認定こども園、保育所 (保育標準時間、保育短時間)
3号認定	【保育認定　満3歳未満】 子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で保育を希望	認定こども園、保育所 (保育標準時間、保育短時間)、地域型保育事業所

■教育施設の量の見込みと確保の状況

(単位:人)

推計値	令和7年度(2025)					令和8年度(2026)					令和9年度(2027)				
認定区分	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
年齢	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み	135					131					124				
	1	85	9	19	21	1	80	9	19	22	1	72	9	18	24
②確保の状況	179					152					152				
特定教育・保育施設	20	108	9	20	22	20	81	9	20	22	20	81	9	18	24
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乖離(②－①)	19	23	0	1	1	19	1	0	1	0	19	9	0	0	0
施設数	3					3					3				

推計値	令和10年度(2028)					令和11年度(2029)				
認定区分	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
年齢	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み	115					115				
	1	65	10	16	23	1	65	10	16	23
②確保の状況	155					155				
特定教育・保育施設	20	81	12	18	24	20	81	12	18	24
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乖離(②－①)	19	16	2	2	1	19	16	2	2	1
施設数	3					3				

確保方策

町内の認定こども園3か所で対応します。(平和こども園・光琳寺保育所・神杉保育園)

本町においては、子どもの数が減少していく見込みですが、女性の就業率が増加傾向にあり、0歳児のニーズの増加が見込まれます。

4　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1)利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：箇所

推計値	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①量の見込み（人日）	2	2	2	2	2
②確保の状況（箇所）	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

子育て健康課及びこども家庭センターでは、子どもに関する窓口を一元化し保育所等や子育てに関する相談をはじめ、子育て情報の発信を行っています。また、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援及び子育て家庭の福祉に関する支援を切れ目なく提供していきます。

＜こども家庭センター＞

令和4年6月の児童福祉法の改正により、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。児童福祉の分野の「子ども家庭総合支援拠点」と健康福祉の分野の「子育て世代包括支援センター」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として、「こども家庭センター」を設置することで、児童福祉・母子保健の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目のない対応をすることを目的としています。

（2）時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保の状況

推計値		令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①量の見込み	（人日）	172	167	158	146	146
	（箇所）	1	1	1	1	1
②確保の状況	（人日）	172	167	158	146	146
	（箇所）	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	（人日）	0	0	0	0	0
	（箇所）	0	0	0	0	0

確保方策

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き町内の認定こども園で対応します。（平和こども園）

（3）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値（町全域）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①量の見込み	70	66	65	66	64
1年生	16	17	19	20	14
2年生	20	16	17	19	20
3年生	20	18	14	15	18
4年生	10	11	10	8	8
5年生	3	3	4	3	3
6年生	1	1	1	1	1
②確保の状況	75	70	70	70	65
乖離（②－①）	5	4	5	4	1
①量の見込み	70	66	65	66	64
穴水小学校	55	52	51	52	51
向洋小学校	15	14	14	14	13
②確保の状況	75	70	70	70	65
穴水小学校	60	55	55	55	50
向洋小学校	15	15	15	15	15
乖離（②－①）	5	4	5	4	1
穴水小学校	5	3	4	3	0
向洋小学校	0	1	1	1	1

確保方策

穴水小校区:「KID’S夢工房」「おひさまくらぶ」／向洋小校区:「こうようくらぶ」で対応します。

今後、更に共働き世帯が増加する可能性により、ニーズが拡大する可能性も想定されることから、ニーズを充足できるよう随時対応を検討していきます。

(4)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■子育て短期支援事業の量の見込みと確保の状況

単位:人

推計値	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
①量の見込み	9	11	13	14	15
②確保の状況	9	11	13	14	15

確保方策

本町では本事業について、あすなろ学園に委託しています。

(5)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位:人/年

推計値	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
①量の見込み	1,539	1,560	1,560	1,518	1,476
②確保の状況	1,539	1,560	1,560	1,518	1,476

確保方策

本町では、町内の3か所(平和こども園・子育てセンター・複合施設)で対応します。

育児相談や親同士の交流機会の確保等、地域の子育て家庭を支援する活動を行っており、各子育て支援センターが特色を活かしつつ、親子が気軽に参加できるよう努めていきます。

（6）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

① 一時預かり（幼稚園型・1号認定の児童が対象）

幼稚園型は、幼稚園の降園時間以降や長期休暇期間に、家庭での保育が一時的に困難な場合に対応するものです。

② 一時預かり（未就園児が対象）

保護者の病気や冠婚葬祭など、幼稚園型以外のケースで、家庭での保育が困難な場合に対応するものです。

■ 一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位：人/年

推計値	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の状況	2	2	2	2	2

確保方策

町内の認定こども園（平和こども園・光琳寺保育所）及び町内3つの地域子育て支援拠点（平和こども園・子育てセンター・複合施設）で対応します。
休日預かりの対応は、令和7年秋以降を目途に、複合施設で開始します。

（7）病児保育事業

保護者が就労している場合等で、子どもが病気の際や病気の回復期において自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的に保育等する事業です。

■病児保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人/年

推計値	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①量の見込み	16	19	21	23	25
②確保の状況	16	19	21	23	25

確保方策

公立穴水総合病院で対応します。

(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。現状利用実績がなく、今後もその他の事業の利用が優先されると想定し、必要量は引き続き0と見込んでいます。

確保方策

穴水町ファミリー・サポート・センターにおいて、保護者が必要な時に子育てサポートが受けられるよう協力会員の募集等を行っていきます。

(9)妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担を軽くし、安心して妊娠・出産ができるように、17回の妊婦一般健診について助成を行っています。

■妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

単位:人/年

推計値	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
①量の見込み	38	37	36	35	34
②確保の状況	38	37	36	35	34

確保方策

引き続き県内の産婦人科の病院または診療所及び助産所(助産所は特定の回のみ)で受診できる体制を維持します。

(10)乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問)

乳児家庭の孤立化防止や養育上の諸問題への支援を図るため、乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行います。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位:人

推計値	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
①量の見込み	26	25	24	24	23
②確保の状況	26	25	24	24	23

確保方策

子育て健康課で対応します。当町は、全出生児に対して保健師が訪問を実施し、産後うつアンケート(エジンバラ産後うつ病自己評価票)の結果から、更なる支援及び適切な子育てのために養育支援訪問事業に繋げていきます。

また、医療機関等からの情報提供がある出生児の場合は、適切な時期に訪問し、より効果的な支援ができるよう努めていきます。

（11）養育支援訪問事業

育児ストレスや産後うつ等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るための事業です。

■養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①量の見込み	12	12	12	11	11
②確保の状況	12	12	12	11	11

確保方策

子育て健康課及び関係機関が連携して対応します。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

今後各世帯の状況を勘案し、低所得者の負担を軽減できるよう対応していきます。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

確保方策

現在、町内に対象となる事業者はありませんが、新規参入しようとする法人等の情報があった場合には、必要な対応を行うものとします。

(14)産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対し、助産師等の専門職が、心身を休めながら育児の知識を身につけてもらえるようサポートを行うものです。 病院等へ数日宿泊する宿泊型もしくは病院等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があり、本町では宿泊型事業を実施しています。

■産後ケア事業の見込みと確保の状況

単位:人

推計値	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の状況	2	2	2	2	2

確保方策

子育て健康課が窓口となり、医療機関等と連携を進めながら対応していきます。

(15)子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭や妊産婦等の自宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行い、家庭や養育の環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

■子育て世帯訪問支援事業の見込みと確保の状況

単位:人日

推計値	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
①量の見込み	97	93	89	85	83
②確保の状況	97	93	89	85	83

確保方策

子育て健康課が窓口となり、医療機関等と連携を進めながら、対応していきます。

(16)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

確保方策

本事業については、「特定非営利活動法人まるっと」で対応します。

（17）親子関係形成支援事業

児童との関わり方、子育て等に不安を抱える保護者とその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供や助言を行い、また同じ悩みを抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる情報交換の場を設け、親子間の適切な関係性構築を図るための事業です。

確保方策

子育てに関する学習機会などを捉え、こうした内容についても盛り込んでいきます。

（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。

■乳児等通園支援事業の見込みと確保の状況

単位：人/日

推計値	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保の状況	0	1	1	1	1

確保方策

保育所等に通園していない児童のうち、約2割が利用し、月10時間を約3日程度で消化するとして見込み数を計算しています。1日平均では約1名程度となることから、令和8年度から実施できるよう町内の認定こども園で対応できるよう検討していきます。

（19）妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦やその家族に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

確保方策

町内で妊娠した方からのニーズを量りながら、状況に即した情報提供に努めつつ、サービスの提供方法を検討していきます。

第6章　計画の推進・評価体制

1　計画の推進体制

本町における子ども・子育て支援は、行政だけでなく、町内外の様々な担い手によって支えられています。

子育て世帯を取り巻く自治会町内会、民生委員・児童委員、青少年育成員といった地域を基盤として活動する組織、保育園や学校といった社会福祉法人・公益法人、そのほかにも、特定非営利活動法人（NPO）やボランティア、企業等が、地域の子育てに関わり、子どもの健やかな育ちと子育て世帯への支援に取り組んでいます。

本計画の推進にあたっては、今後も関係する団体や企業等との情報共有や意見交換を進めつつ、よりよい子育て環境となるよう、町全体で取り組みを進めてまいります。また、穴水町子育て支援会議設置要綱に基づいて定期的な会議開催を行い、意見聴取や情報交換を行っていきます。

2　計画の周知

本計画については、町公式ホームページに掲載します。

個別の施策・事業については、広報紙やインターネットなどを通じ、子育て世帯をはじめ、地域や関係機関等への周知を図り、子育て支援に対する意識の高揚に努めます。

3　計画の評価と進行管理

本計画の実施状況については、毎年開催する穴水町子育て支援会議に報告し、実施状況を審議しながら、次年度以降の施策の改善に繋げていきます。

点検・評価にあたっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善）の実効性を高めるため、個別の取組や事業の進捗状況に基づき、点検・評価を行います。

また、現在優先される復興計画やその他の震災の影響への対応等との関連から、本計画の内容及び進行については、必要に応じ随時見直しや調整を行っていくこととします。

資　料　編

1　穴水町子育て支援会議設置要綱

令和5年4月1日改正

（設置）

第1条　子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、穴水町子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条　　会議は、次に掲げる事項について審査・審議する。

（1）穴水町子ども・子育て支援事業計画に関すること

（2）子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること

（3）子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること

（4）前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること

（組織）

第3条　会議の委員は、別表に掲げる者の中から町長が委嘱する。

2　会議の委員は 13 人以内とする。

（委員の任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条　会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員のうちから互選する。

2　委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2　委員長は、会議の議長となる。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第7条　会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第8条　会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区　分	委　員
子どもの保護者	保護者代表
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	保育所長
	小学校長
	放課後児童クラブ所長
	児童福祉施設長
子ども・子育て支援に関する学識経験のあるもの	学識経験者
	社会福祉協議会
	主任児童委員
その他町長が必要と認める者	

2　穴水町子育て支援会議委員名簿

（敬称略）

区　分	氏　名	備　考
子どもの保護者	中川　美里	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	日吉　輝幸	副委員長
	長谷川　逑麿	
	神杉　　充	
	吉村　明美	
	船本　正美	
	坂本　良生	
	泊　　一夫	
	角間　邦夫	
子ども・子育て支援に関する 学識経験のあるもの	野畑　秀基	
	大島　秀文	委員長
	小川　奈美	
	嶋谷　和代	

3　計画策定経過

日　時	協議の内容等
令和6年10月30日 午後1時30分～3時	第1回穴水町子育て支援会議 (1)穴水町子ども・子育て支援事業計画について ・第三期子ども・子育て支援事業計画骨子案について ・第三期子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について (2)児童育成支援拠点事業について
令和6年12月24日 午後1時30分～3時	第2回穴水町子育て支援会議 (1)第三期穴水町子ども・子育て支援事業計画(案)について (2)今後のスケジュールについて
令和7年1月28日 ～2月6日	パブリックコメントの実施 穴水町ホームページに掲載し、電子メール・郵送・FAXでの 意見募集を実施
令和7年2月20日 午後1時30分～2時	第3回穴水町子育て支援会議 (1)第三期穴水町子ども・子育て支援事業計画(案)について (2)子ども・子育て支援事業計画(案)へのご意見募集(パブリックコメント)の結果について

第三期

穴水町子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和7（2025）年3月
発行者：穴水町子育て健康課
〒927-8601　石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの 174 番地
TEL：0768-52-0300／FAX：0768-52-1196
URL：　https://www.town.anamizu.lg.jp/

第三期　穴水町子ども・子育て支援事業計画

令和7（2025）年3月

石川県　穴水町